

第二次長崎県再犯防止推進計画 (素案)

～だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指して～

目 次

I	計画の概要	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	基本理念	1
第4	重点課題	2
第5	計画の期間	2
第6	再犯の防止等に関する施策の指標	3
II	再犯防止対策を取り巻く本県の現状	5
第1	本県の現状	5
III	施策の展開	24
第1	地域による包摂の推進	24
第2	就労・住居の確保	27
1	就労の確保	27
2	住居の確保	31
第3	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	33
1	高齢者・障害のある人への支援	33
2	薬物依存を有する人への支援	37
第4	学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止	40
1	学校等と連携した修学支援の実施	40
2	学校等と連携した非行防止等のための取組	42
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等	45
1	特性に応じた効果的な指導の実施等	45
2	犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	49
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	52
1	民間協力者の活動促進	52
2	広報・啓発活動の推進	55
IV	計画の推進体制	57
V	参考資料	
第1	用語集	
第2	長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会委員名簿	

本文中の[青字の用語](#)については、巻末の用語集に説明を記載しています。

I 計画の概要

第1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成8（1996）年以降、毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）年にピークを迎えましたが、犯罪抑止のための様々な取組の結果、平成15（2003）年以降減少を続け、令和3年には戦後最少を更新してピーク時の5分の1まで減少しました。

一方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和6年には46.2%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあります。

県においても、刑法犯の認知件数は平成15（2003）年に14,454件とピークを迎え、令和2（2020）年には2,799件とピーク時の約5分の1まで減少しましたが、令和6年における再犯者の割合は46.7%と全国と同様の傾向となっています。

国においては、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が制定され、平成29（2017）年12月には、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」が策定され、各種施策が推進されてきました。そして、令和5（2023）年3月には、再犯防止に関する取組の更なる深化・推進を目的として、第二次再犯防止推進計画が策定されました。

県においては、再犯防止推進法の趣旨を踏まえるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案し、令和3（2021）年3月に「長崎県再犯防止推進計画」を策定し、国・市町・関係団体等との連携・協力による再犯防止の各種施策に取り組んできました。

国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを更に促進するため、第二次長崎県再犯防止推進計画を策定します。

第2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画です。

第3 基本理念

だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指します。

第4 重点課題

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会が実現されるよう、次の重点課題に取り組みます。

- 1 地域による包摂の推進
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第5 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年とします。

第6 再犯の防止等に関する施策の指標

(1) 再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みを進め、達成状況を検証します。

長崎県における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）を、令和12（2030）年までに40%以下（基準年（令和6（2024）年）の約14.4%減）にする。

[基準値] 令和6（2024）年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合
46.7% 【出典：法務省提供データ】

(2) 再犯防止に関する施策の動向を把握するための参考指標

[長崎県の現状（データ）]

重点課題	指標	出典
第1 地域による包摂の推進	①県内市町における地方再犯防止計画の策定状況 地方再犯防止推進計画を策定している市町の数及びその割合 13市町（61.9%）	法務省提供データ （令和7（2025）年4月1日現在）
	②刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合 支援対象者 96人 就職した者の数 34人（35.4%）	法務省提供データ 令和6（2024）年
第2 就労・住居の確保	①協力雇用主の状況 協力雇用主 167社 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数7社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等 25人	長崎保護観察所提供データ（令和6（2024）年）
	②保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）184人 うち保護観察終了時に無職である者の数及び割合 66人（35.9%）	法務省提供データ 令和6（2024）年
	③保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 保護観察終了人員（職業不詳の者を除く）184人 うち保護観察終了時に無職である者の数及び割合 66人（35.9%）	法務省提供データ 令和6（2024）年

	④県内所在刑事施設における出所者（214人）のうち、 帰住先がない者の数及び割合 43人（20.1％）	法務省提供データ 令和6（2024）年
	⑤更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、一時的に 居場所を確保した者の数 更生保護施設 185人 自立準備ホーム 12人	法務省提供データ 令和6（2024）年
第3 保健医療・福祉サービス利用の促進等		
	①特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を 行った件数 45人	長崎県地域生活定 着支援センター報 告(令和6 (2024)年度)
	②薬物事犯保護観察対象者（22人）のうち、保健医療 機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合 1人（4.5％）	長崎保護観察所提 供データ（令和6 (2024)年）
	③薬物乱用防止教室等の開催件数及び参加人数 開催件数 237回 参加人数 14,713人	長崎県薬務行政室 提供データ（令和 6(2024)年度）
第4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止		
	① 保護観察が開始された少年のうち、就学・復学した 者の数 14人	長崎保護観察所提 供データ（令和6 (2024)年）
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進		
	①保護司の状況 定数 890名 現員数 754名 充足率 84.7%	法務省提供データ 令和7(2025)年 1月1日現在
	②"社会を明るくする運動" 行事参加者数 14,739人	法務省提供データ (令和6(2024) 年)
その他		
	①出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率 令和2年（全出所者数（全国）：18,923人） うち、5年以内再入者数及び割合 （全国）6,438人（34.0%） （うち本県）38人	法務省提供データ (令和6（2024） 年)

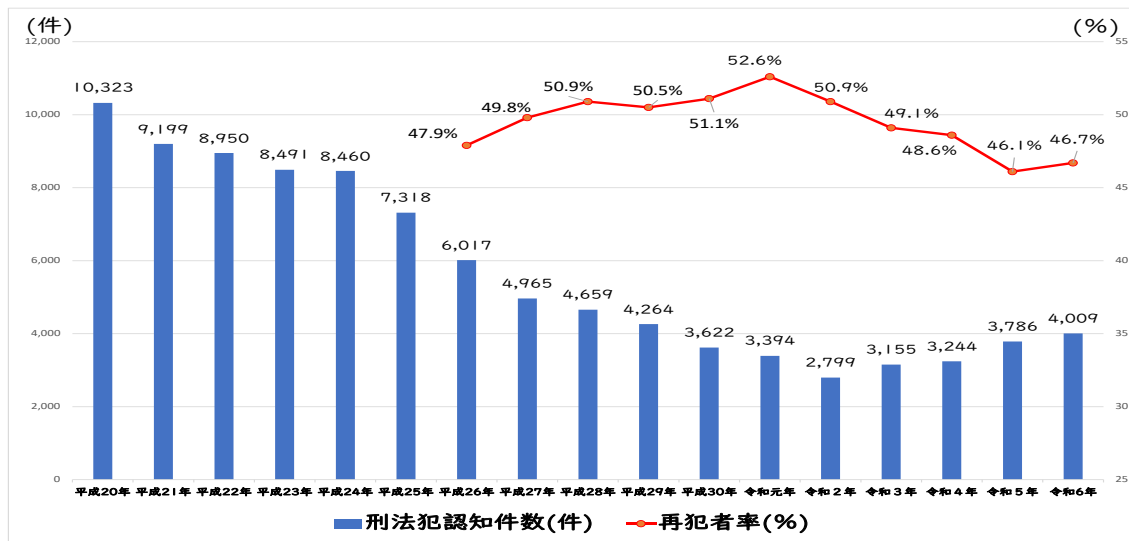
Ⅱ 再犯防止対策を取り巻く本県の現状

第Ⅰ 本県の現状

本県における刑法犯認知件数は、平成15（2003）年に14,454件とピークを迎えた後減少を続け、令和2（2020）年には2,799件とピーク時の約5分の1まで減少しました。

一方、近年の再犯者の割合は（再犯者率）は50％付近で推移しています。

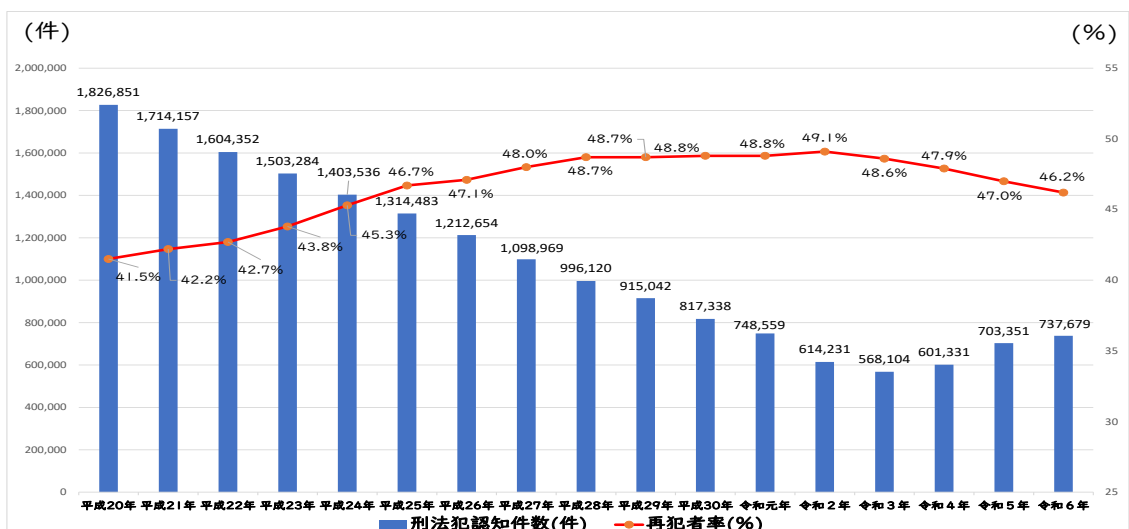
〔表Ⅰ：長崎県における刑法犯認知件数と再犯者率〕



注1）警察庁・犯罪統計及び法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2）再犯者率は法務省から提供があった平成26年以降分を記載

〔表2：全国における刑法犯認知件数と再犯者率〕



注1）犯罪白書、警察庁・犯罪統計及び法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

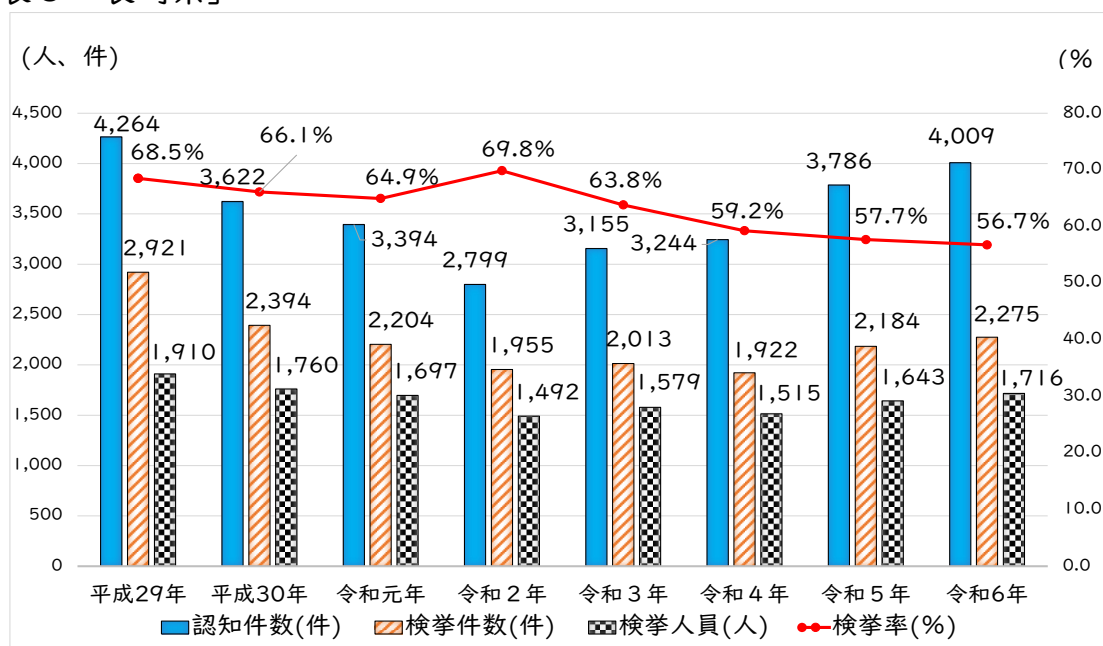
注2）平成15年から平成26年までは、危険運転致死傷を含む

Ⅰ 刑法犯認知・検挙状況の推移

本県の刑法犯認知件数は、令和2（2020）年まで年々減少を続けていましたが、令和3（2021）年以降微増傾向にあり、全国も同様に微増傾向にあります。

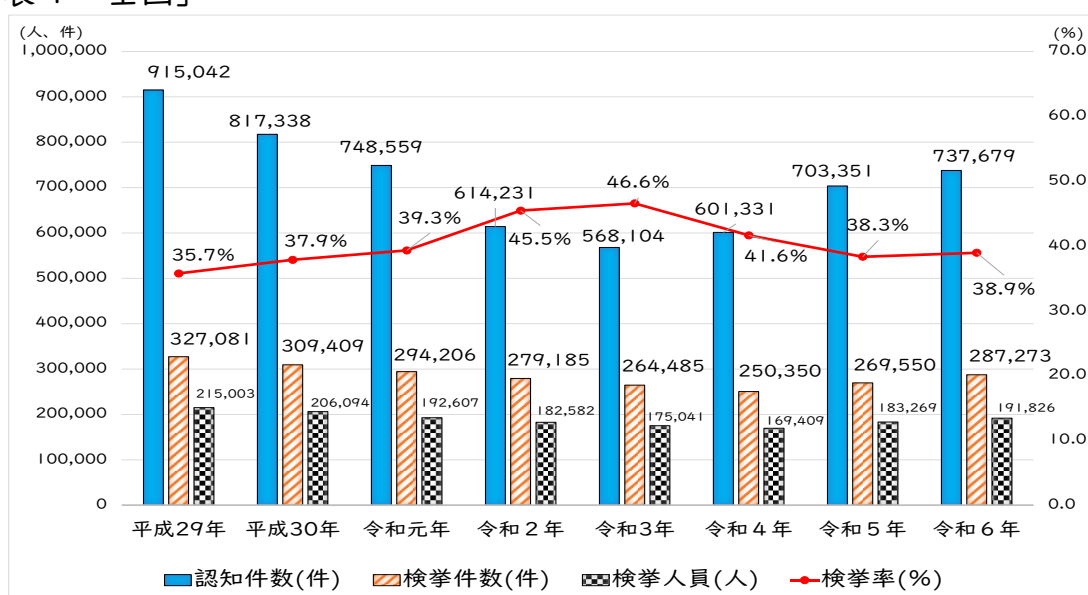
検挙率も全国と同様に微減傾向にありますが、検挙率は全国と比べ、高い水準にあります。

[表3：長崎県]



*警察庁・犯罪統計を基に長崎県が作成したもの

[表4：全国]



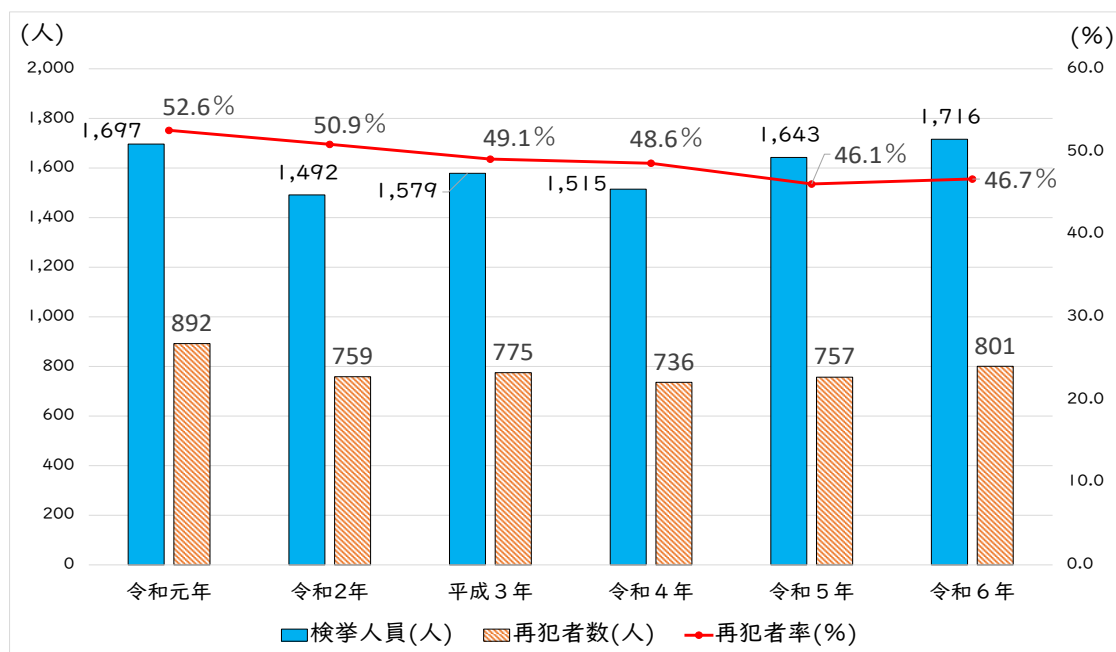
注1) 犯罪白書及び警察庁・犯罪統計を基に長崎県が作成したもの

注2) 平成24年から平成26年までは、危険運転致死傷を含む

2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

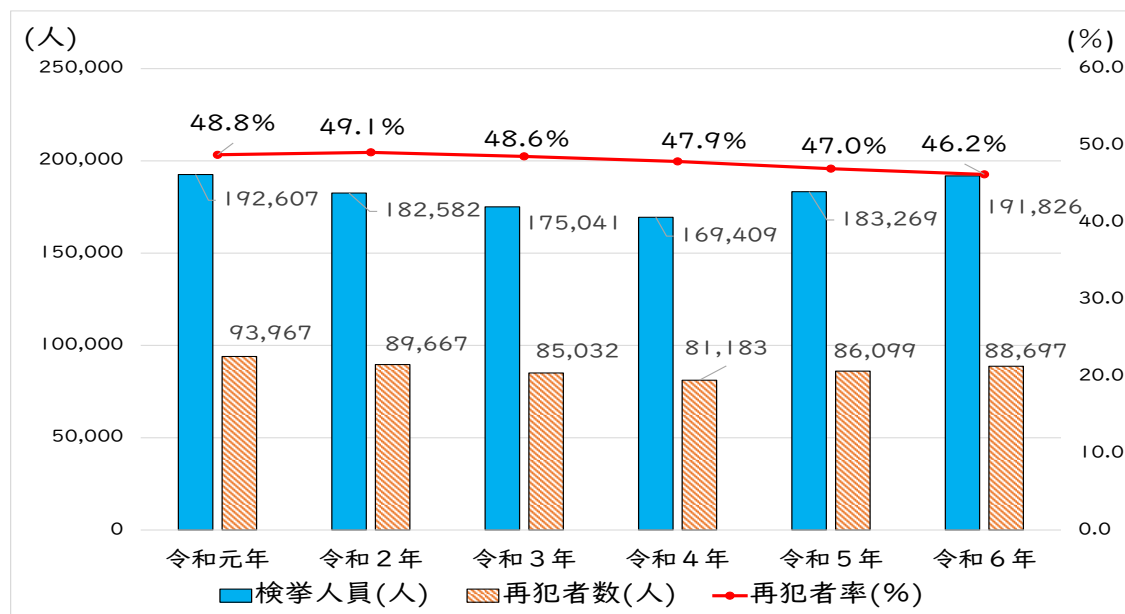
本県の刑法犯検挙者数は減少傾向にありましたが、ここ数年は微増傾向にあります。また、再犯者率については、50%弱で推移しており、全国とはほぼ同様となっています。

[表5：長崎県]



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

[表6：全国]

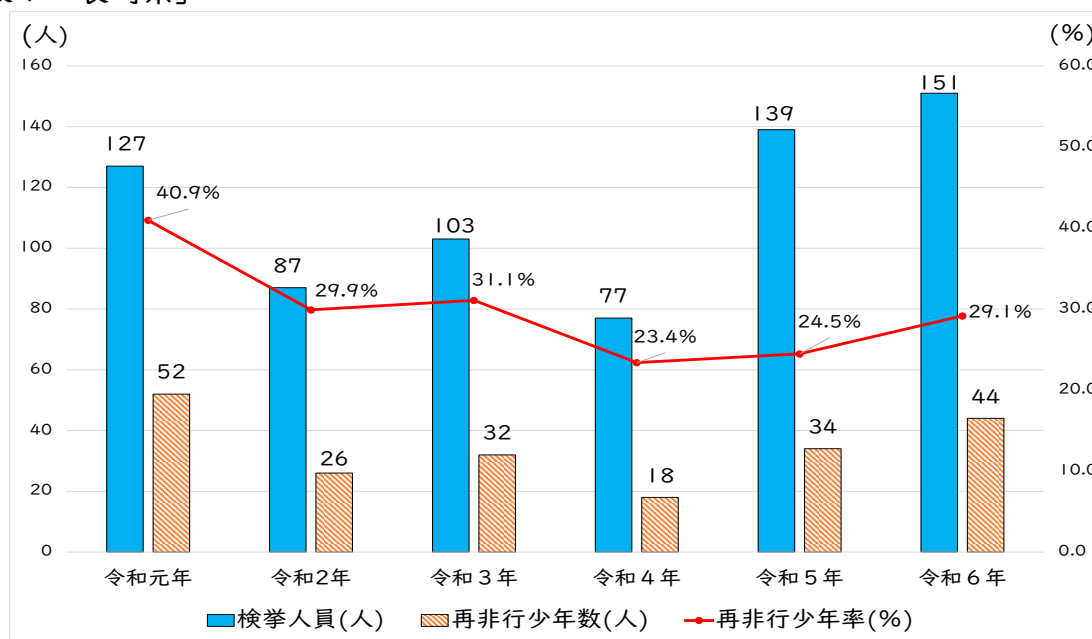


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

3 少年の刑法犯検挙人員中の再非行少年の人員及び再非行少年率

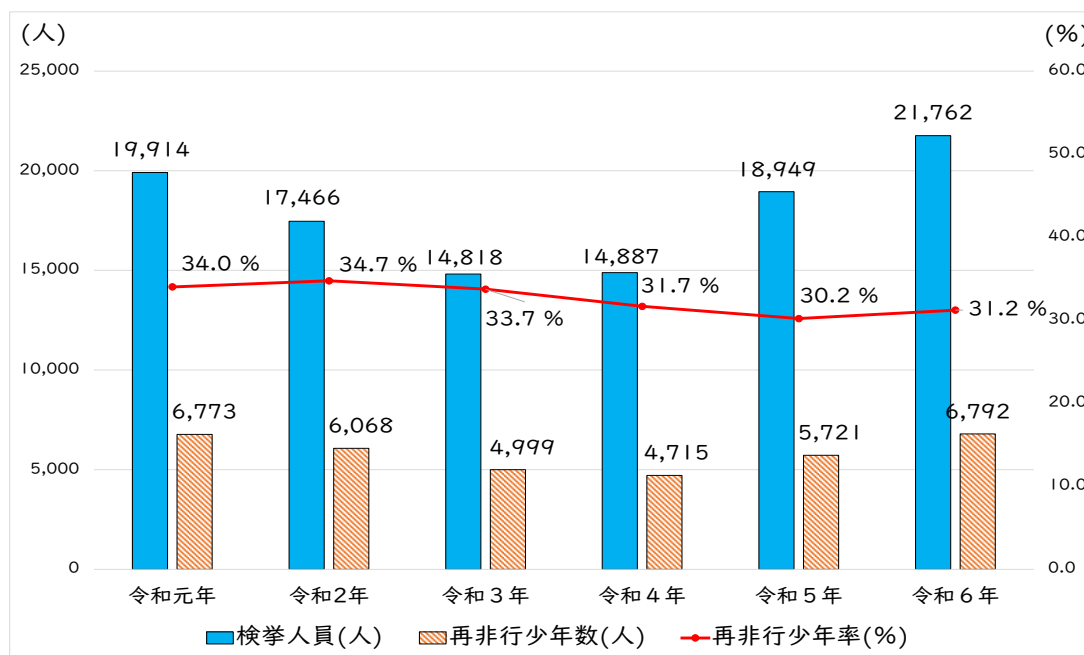
本県の少年の刑法犯検挙人員は、年によって波があるものの全国と同様増加傾向ですが、再非行少年率は全国に比べ、やや低い状況にあります。

[表 7 : 長崎県]



注1) 長崎県警察提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 触法少年を含まない

[表 8 : 全国]



注1) 長崎県警察提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 触法少年を含まない

4 刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（令和5年）

本県の刑法犯検挙者総数に占める無職者の割合並びに高齢者の割合は、全国に比べ高い状況にあります。

また、薬物事犯（覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法）の検挙者数に占める再犯者数の割合は、刑法犯における再犯者率に比べ、高くなっています。

[表9：長崎県]

令和6年実績は今後反映

区分			刑法犯検挙者数						薬物事犯
			総数	【内数】					
				凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	
長崎県	総数	(人)	1,501	19	353	828	103	37	41
	再犯者数	(人)	721	9	154	433	52	19	26
	再犯者率	(%)	48.0	47.4	43.6	52.3	50.5	51.4	63.4
	無職者	(人)	688	6	123	463	45	6	8
	無職者の割合	(%)	45.8	31.6	34.8	55.9	43.7	16.2	19.5
	65歳以上	(人)	492	2	83	353	15	6	3
	65歳以上の割合	(%)	32.8	10.5	23.5	42.6	14.6	16.2	7.3

注1) 法務省矯正局提供データ（少年は含まず）を基に長崎県が作成したもの

注2) 薬物事犯は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の検挙者数及び再犯者数の合計

[表10：全国]

令和6年実績は今後反映

区分			刑法犯検挙者数						薬物事犯
			総数	【内数】					
				凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	
全国	総数	(人)	163,870	4,230	46,230	75,514	11,043	6,180	11,464
	再犯者数	(人)	80,187	2,161	20,360	40,464	5,572	2,577	7,979
	再犯者率	(%)	48.9	51.1	44.0	53.6	50.5	41.7	69.6
	無職者	(人)	70,326	1,676	13,539	42,405	4,083	1,140	4,137
	無職者の割合	(%)	42.9	39.6	29.3	56.2	37.0	18.4	36.1
	65歳以上	(人)	41,099	451	6,984	28,017	1,049	668	279
	65歳以上の割合	(%)	25.1	10.7	15.1	37.1	9.5	10.8	2.4

注1) 法務省矯正局提供データ（少年は含まず）を基に長崎県が作成したもの

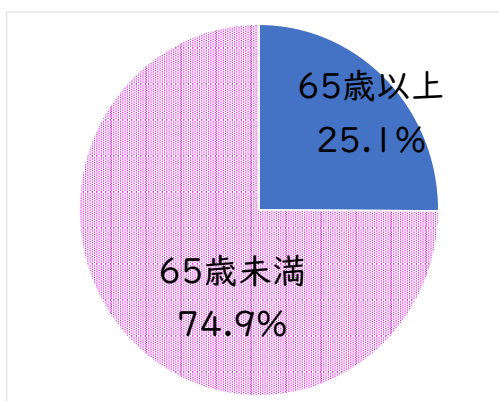
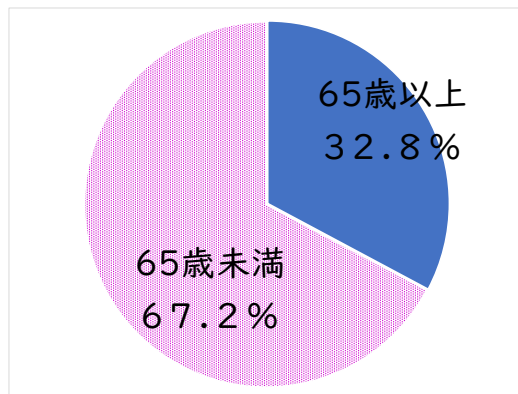
注2) 薬物事犯は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の検挙者数及び再犯者数の合計

(1) 刑法犯検挙者のうち 65 歳以上の割合

令和 6 年実績は今後反映

[図 1 : 長崎県]

[図 2 : 全国]

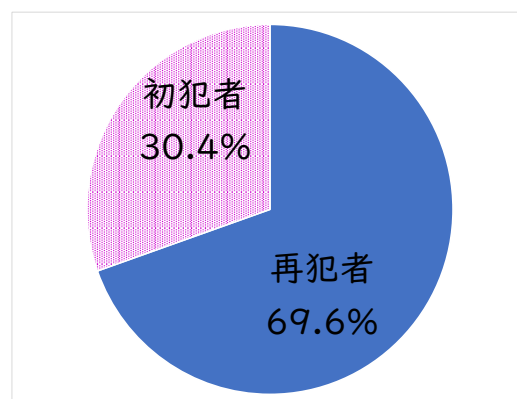
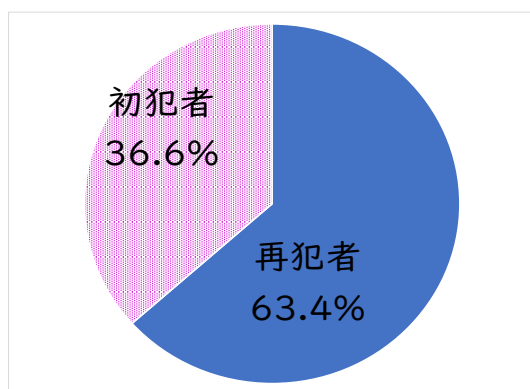


(2) 薬物事犯検挙者における再犯者の割合

令和 6 年実績は今後反映

[図 3 : 長崎県]

[図 4 : 全国]

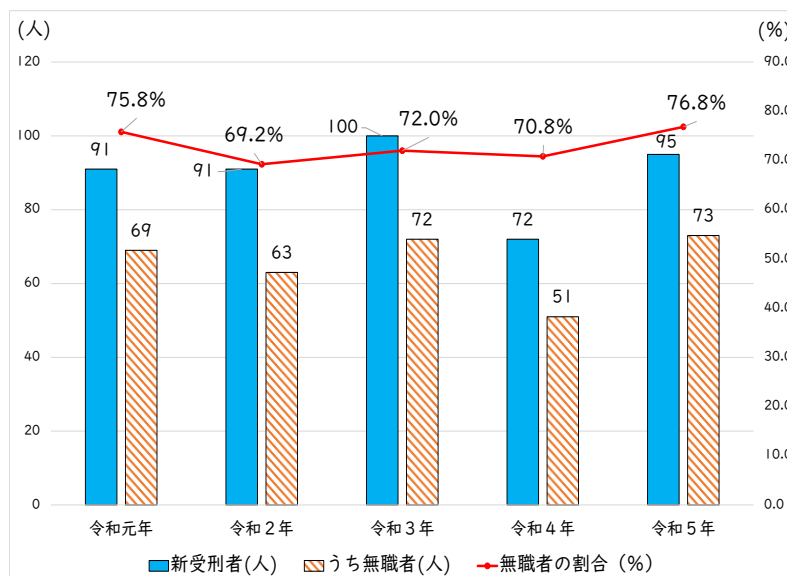


5 新受刑者に占める犯罪時無職の者の割合

令和6年実績は今後反映

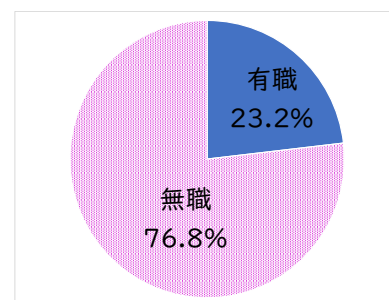
犯罪時に本県に居住していた新受刑者のうち、犯罪時無職であった者の割合は近年70%超で推移し、全国に比べ高い状況にあります。

[表11：長崎県]



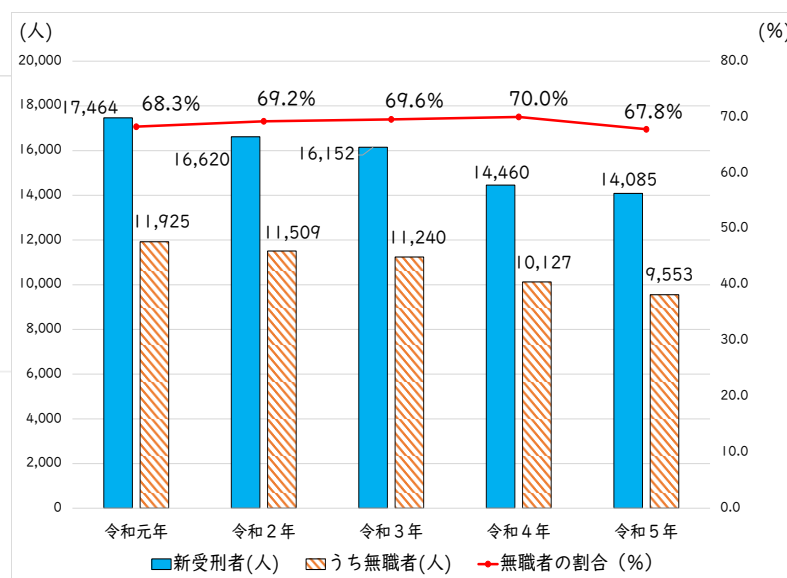
注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

[図5：長崎県]



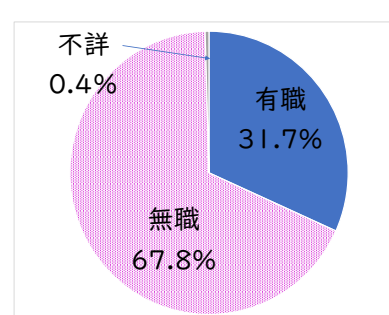
令和6年実績は今後反映

[表12：全国]



注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

[図6：全国]

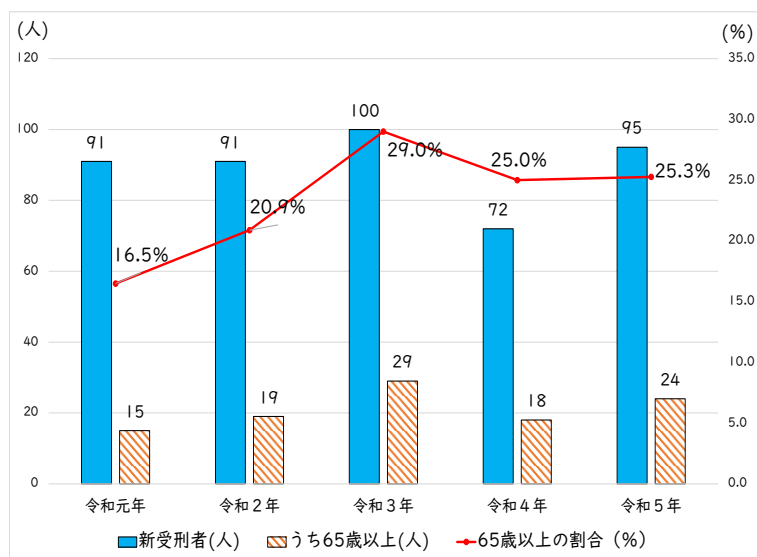


6 新受刑者に占める 65 歳以上の者の割合

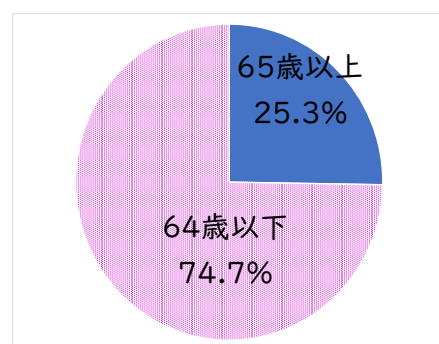
令和 6 年実績は今後反映

犯罪時に本県に居住していた新受刑者のうち 65 歳以上の者の割合は、全国に比べて高い割合で推移しています。

[表 13：長崎県]



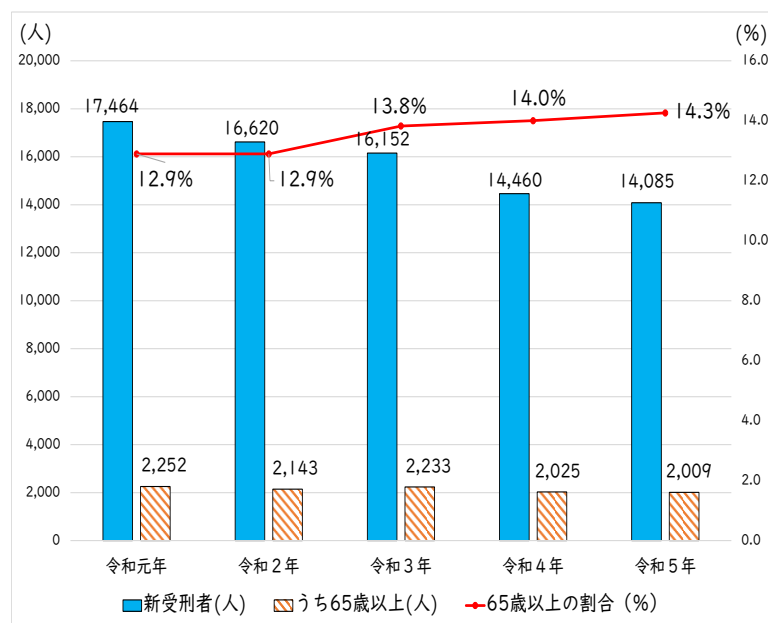
[図 7：長崎県]



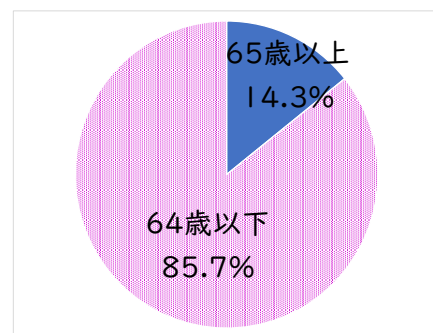
注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

令和 6 年実績は今後反映

[表 14：全国]



[図 8：全国]

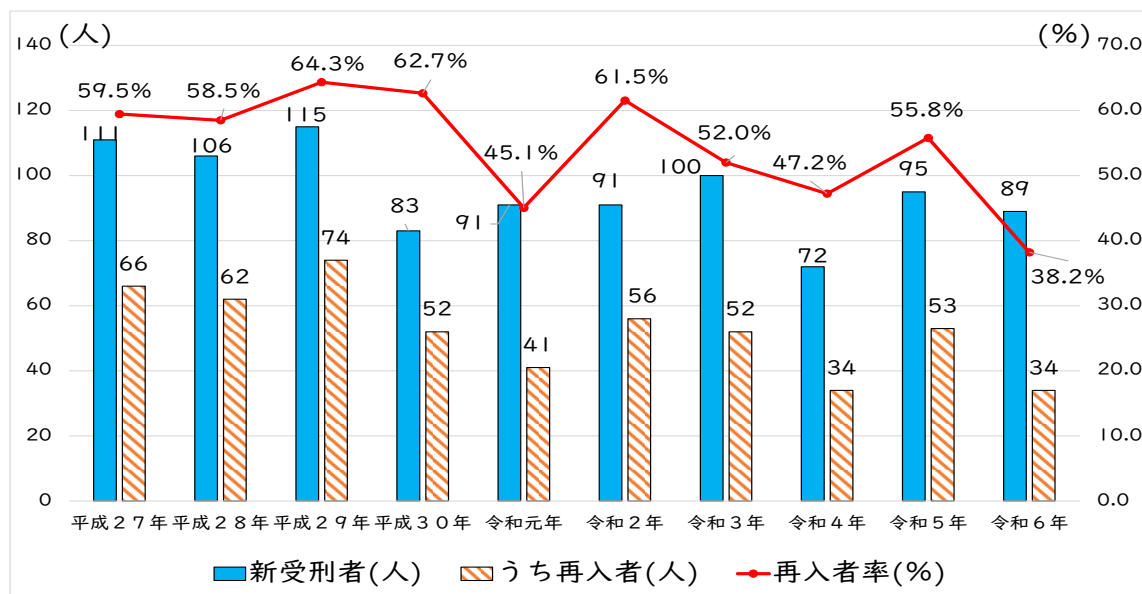


注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

7 新受刑者中の再入者数及び再入者率

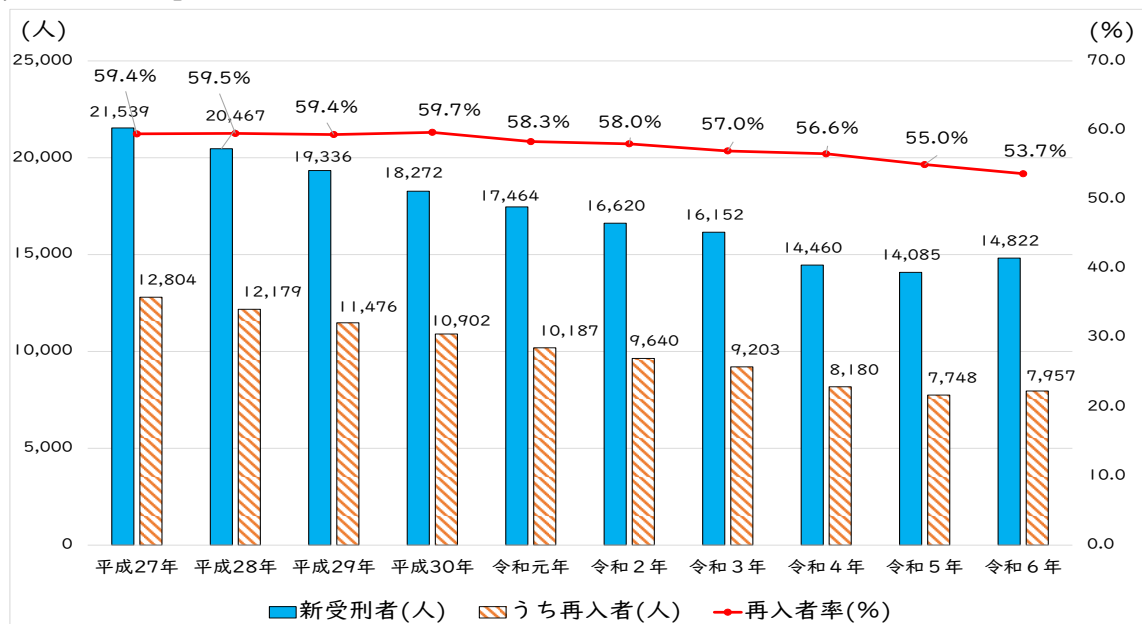
犯罪時に本県に居住していた新受刑者のうち、再入者の割合は、平成 30（2018）年までは 60%前後で推移し、全国より高い傾向にありましたが、令和元（2019）年以降は増減しながら推移し、令和 6（2024）年は 38.2%でここ 10 年で最も低くなっています。

[表 15：長崎県]



注 1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの
 注 2) 犯罪時に長崎県に居住していた者
 注 3) 再入者率は、新受刑者のうちの再入所の割合

[表 16：全国]

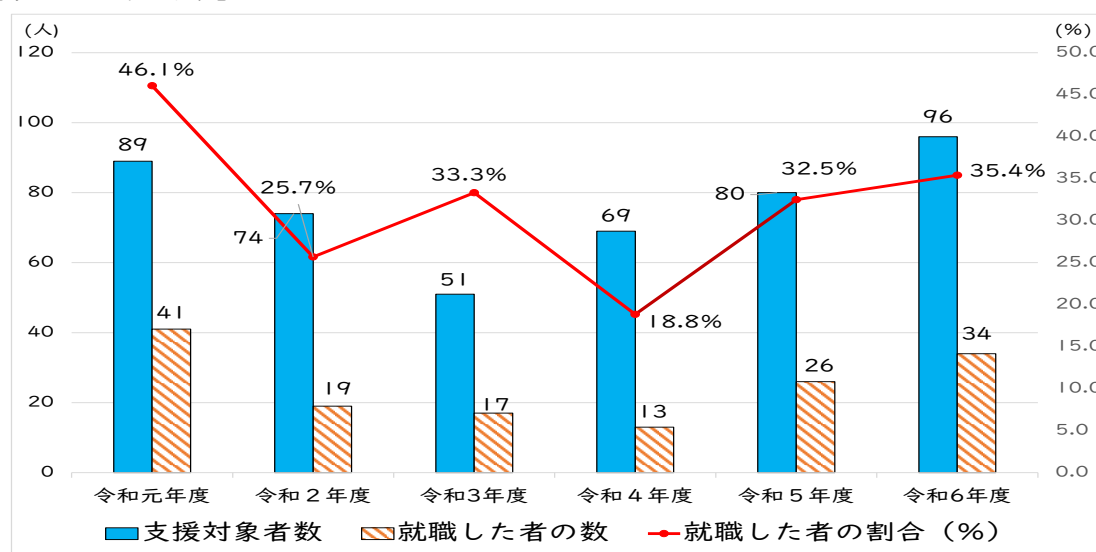


注 1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの
 注 2) 再入者率は、新受刑者のうちの再入所の割合

8 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

刑務所出所者等に対して、ハローワークと矯正施設や保護観察所等が連携し、本人の希望や適性に応じた計画的な就労支援を実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策」によって就職した人の支援対象者に占める割合は、本県ではここ数年約 20 %から約 30 %で推移しており、全国よりも低い割合となっています。

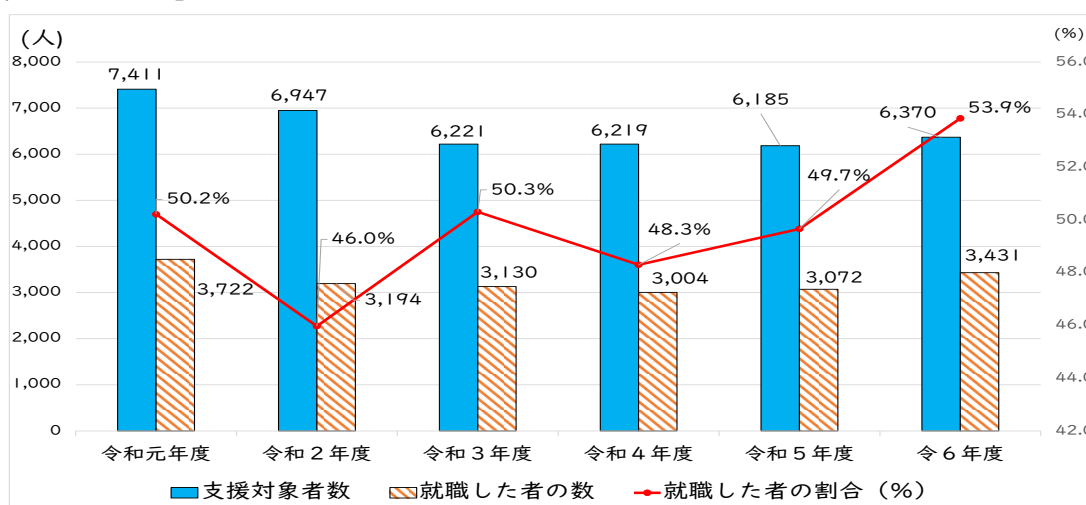
[表 17：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 長崎県に所在するハローワークで相談を受けた対象者のデータ

[表 18：全国]

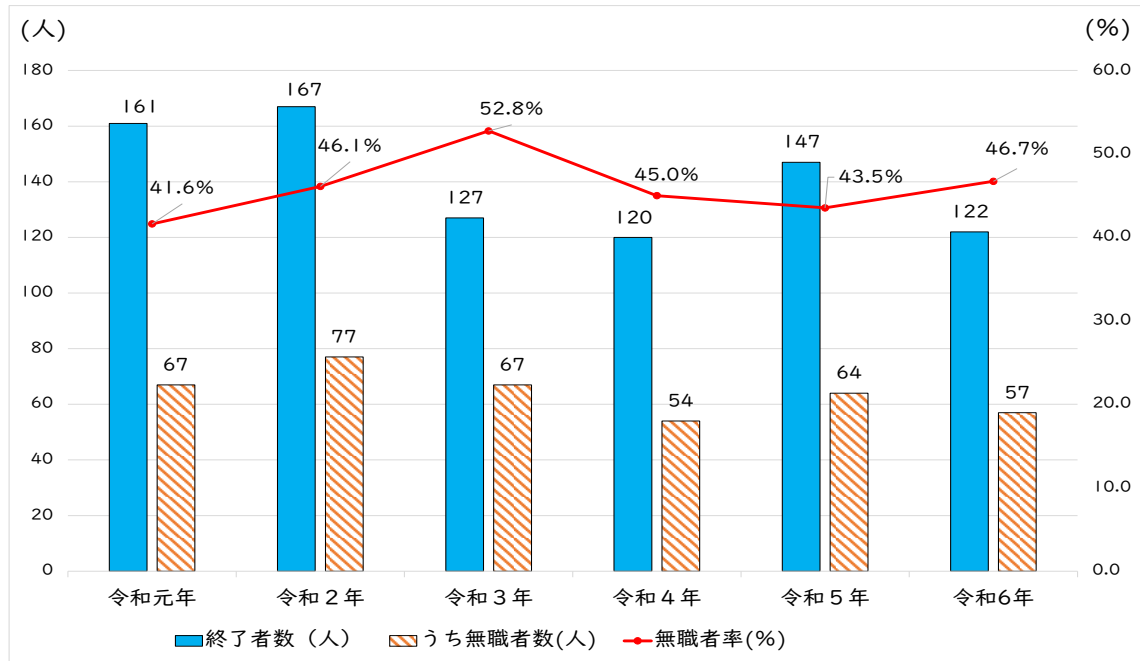


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

9 保護観察終了時に無職である者（成人）の状況

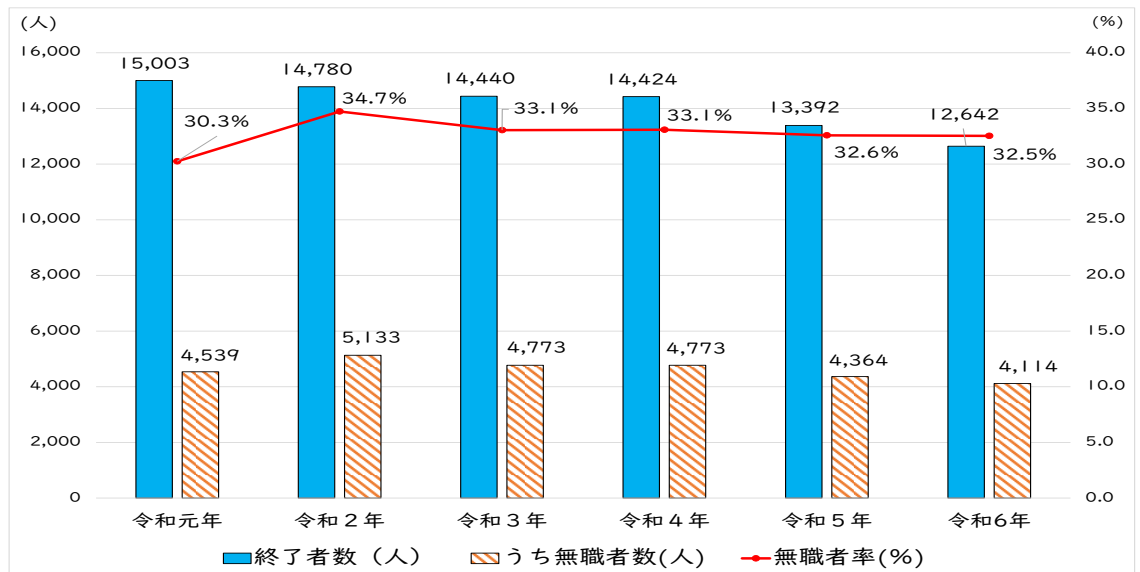
本県の保護観察終了時に無職である者（成人）の割合は、約 40 %から約 50 %で推移し、全国に比べ、高い状況にあります。

[表 19：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの
 注2) 職業不詳の者を除く
 注3) 成人とは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者

[表 20：全国]

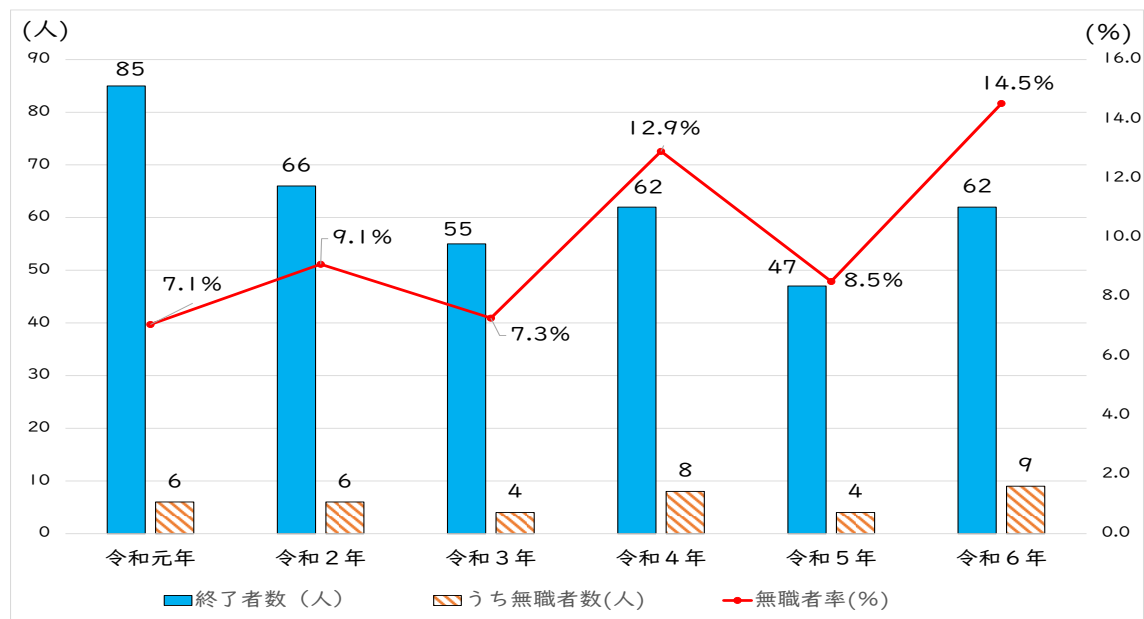


注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの
 注2) 職業不詳の者を除く
 注3) 成人とは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者

10 保護観察終了時に無職である者（少年）の状況

本県の保護観察終了時に無職である者（少年）の割合は、年により増減がありますが、全国と同様 10%前後で推移しています。

[表 21：長崎県]

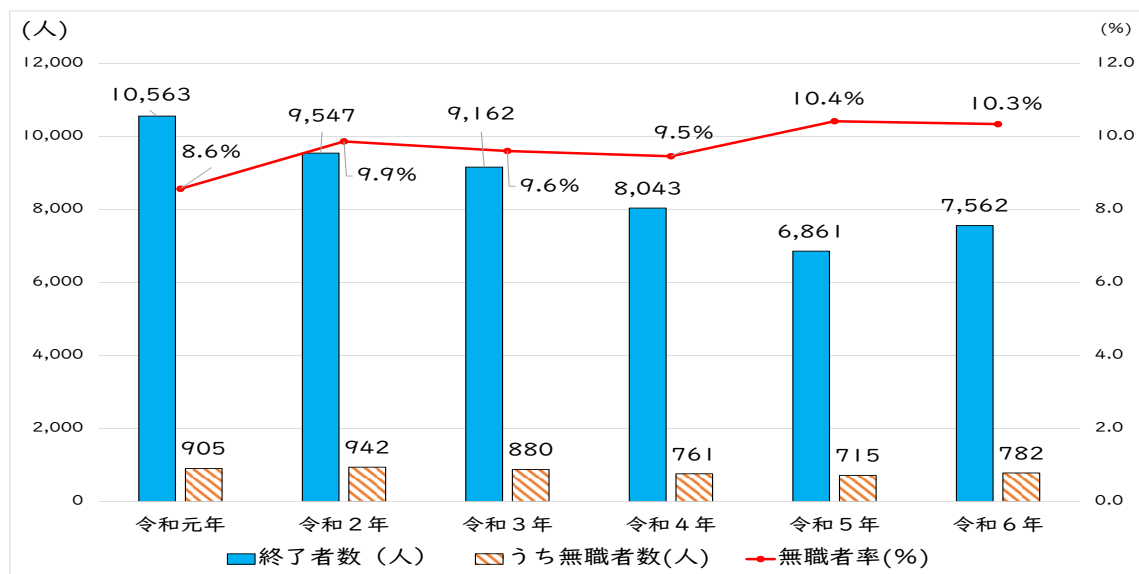


注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 職業不詳の者を除く

注3) 少年とは、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く）及び少年院仮退院者

[表 22：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

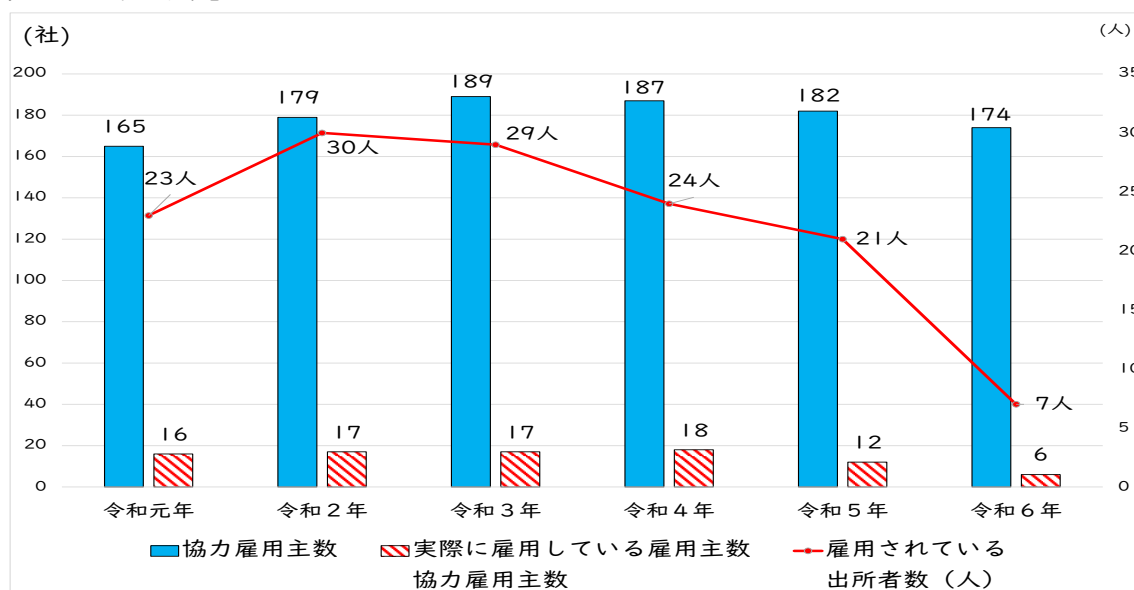
注2) 職業不詳の者を除く

注3) 少年とは、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く）及び少年院仮退院者

11 協力雇用主の状況

本県の協力雇用主数は、近年増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいとなっており、令和6（2024）年10月1日現在、174社となっています。また、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主は6社、雇用されている人は7人となっています。

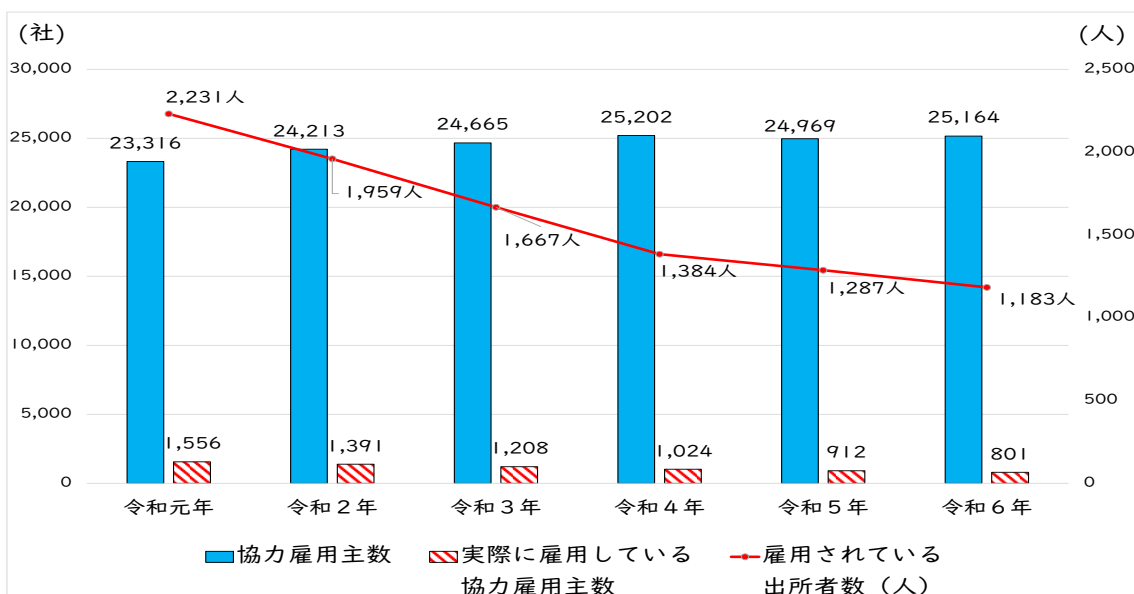
[表 23：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 数値は10月1日現在

[表 24：全国]



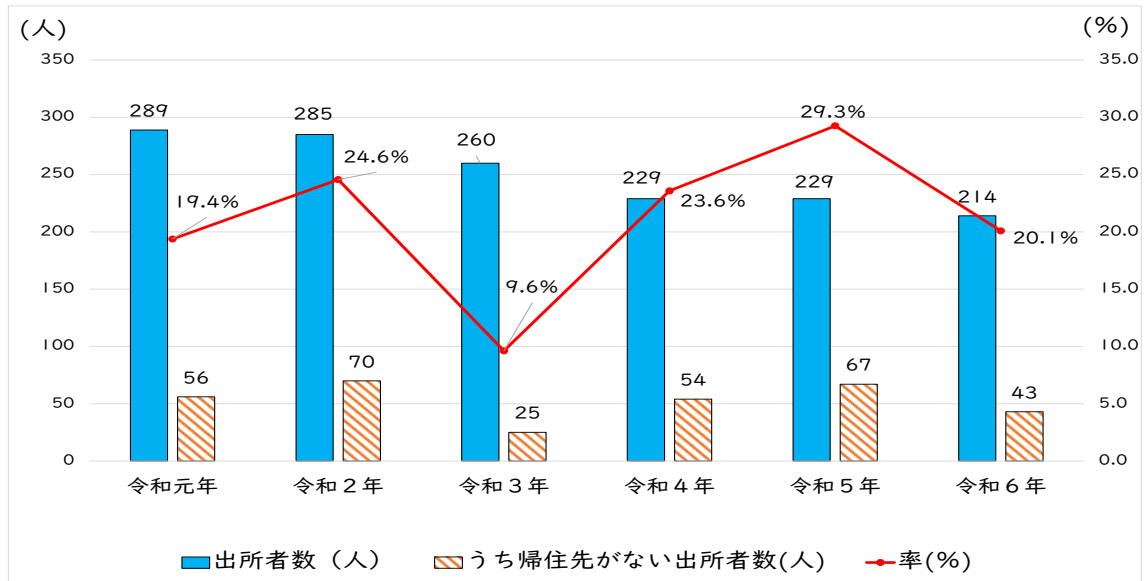
注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 数値は10月1日現在

12 出所時に帰住先がない者の状況

本県の刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、全国に比べ高い状況にあります。

[表 25：長崎県]

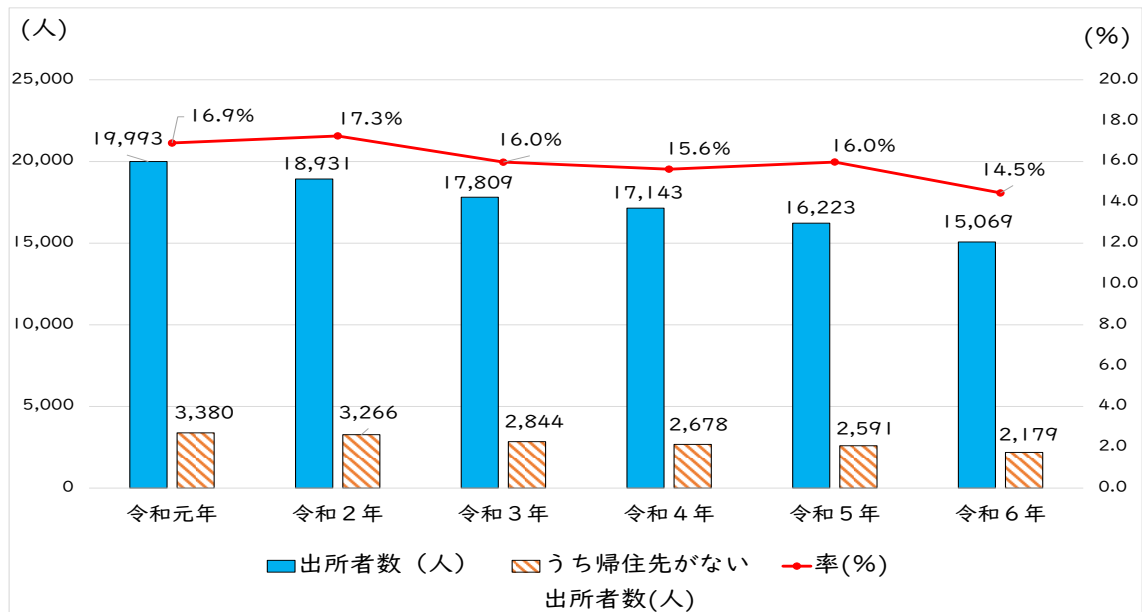


注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 長崎県内の刑事施設を出所した者の数値

注3) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者を含む、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む

[表 26：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

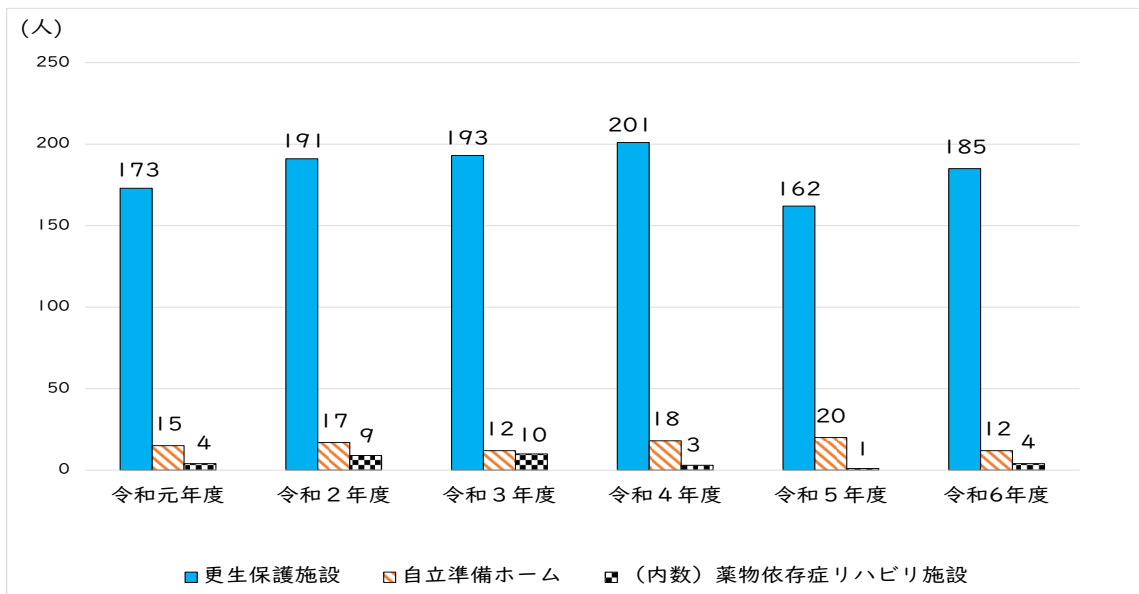
注2) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者を含む、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む

13 更生保護施設及び自立準備ホームへの委託状況

刑務所出所者等で住居がない、頼るべき人がいないなど直ちに自立することが難しい場合には、保護観察所の委託を受けて更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所が確保されます。

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、本県では、ほぼ横ばいで推移しています。

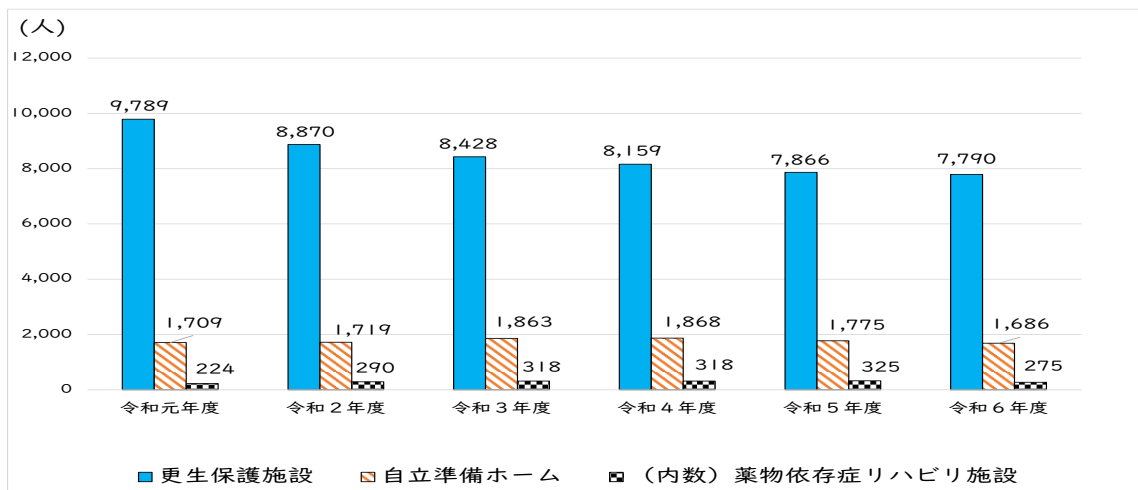
[表 27：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 自立準備ホームについては、薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）を含む

[表 28：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

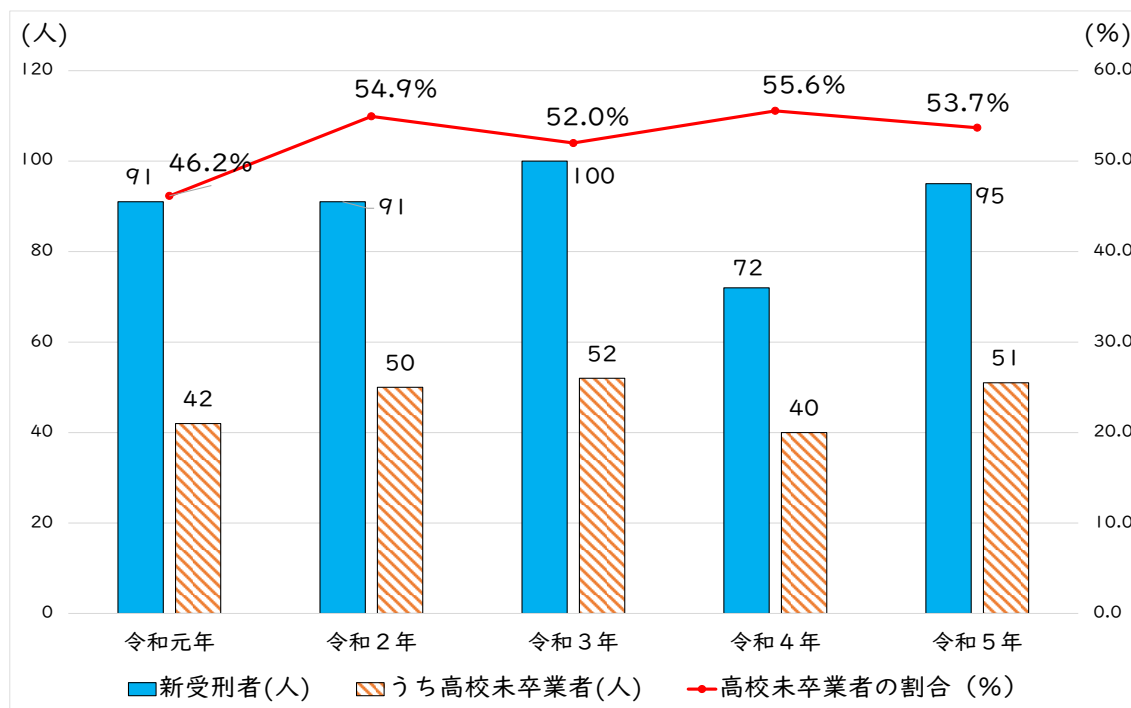
注2) 自立準備ホームについては、薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）を含む

14 新受刑者に占める高校未卒業者の割合

犯罪時に本県に居住していた新受刑者のうち高校未卒業者の割合は、ここ数年 50%台で推移しています。

令和 6 年実績は今後反映

[表 29：長崎県]

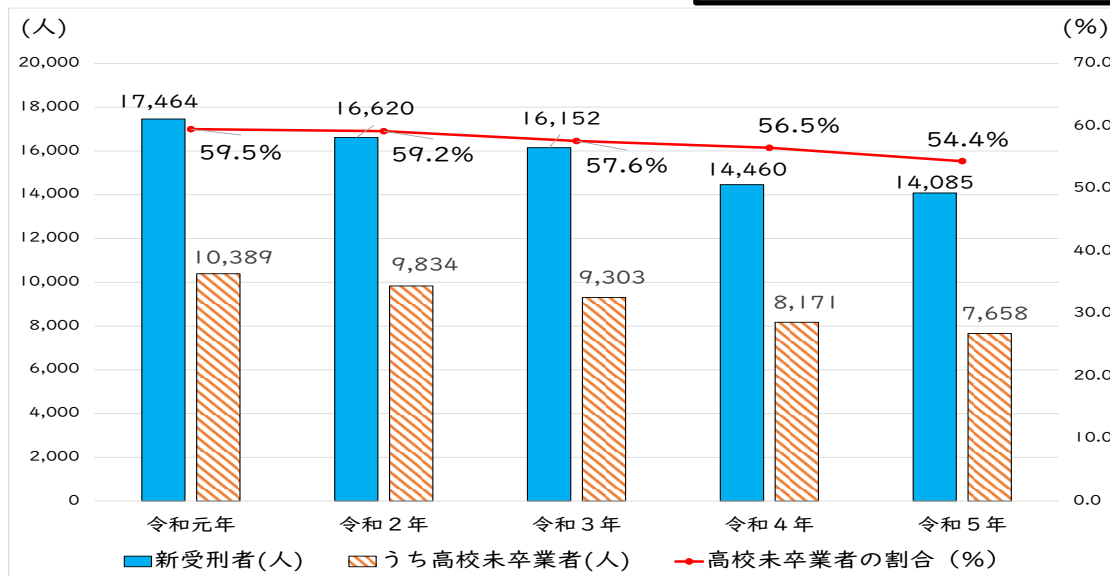


注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

令和 6 年実績は今後反映

[表 30：全国]

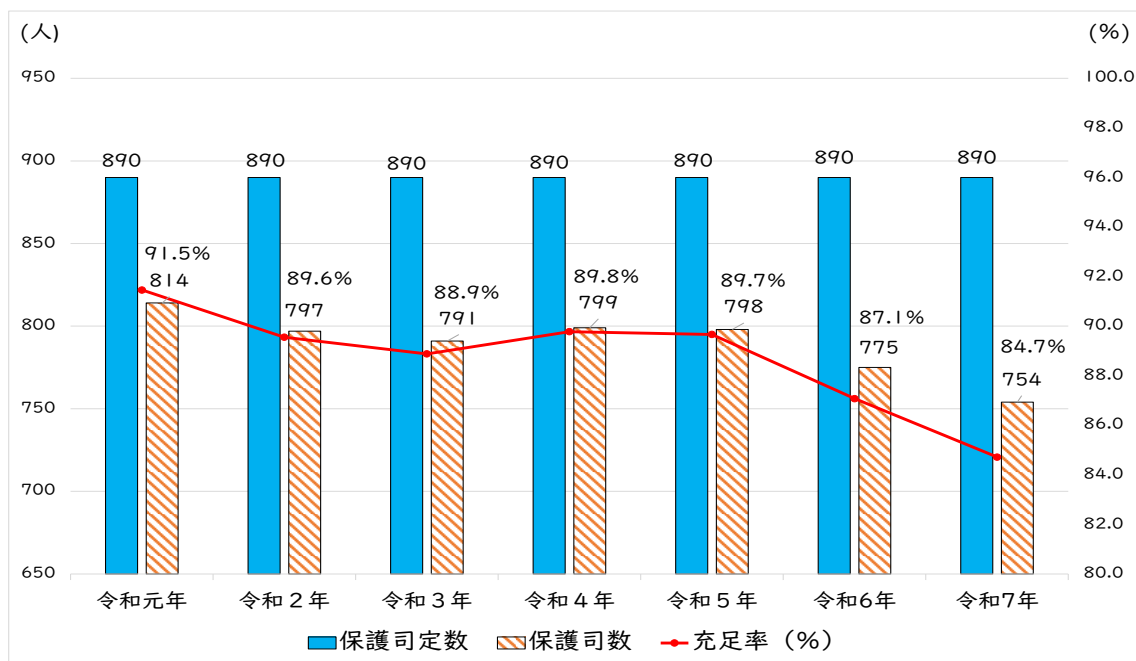


注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

15 保護司定数・保護司数及び充足率

本県の保護司定数は 890 名で、充足率は約 90%で推移していましたが、ここ数年減少傾向にあり、全国的に見ても同様の状況となっています。

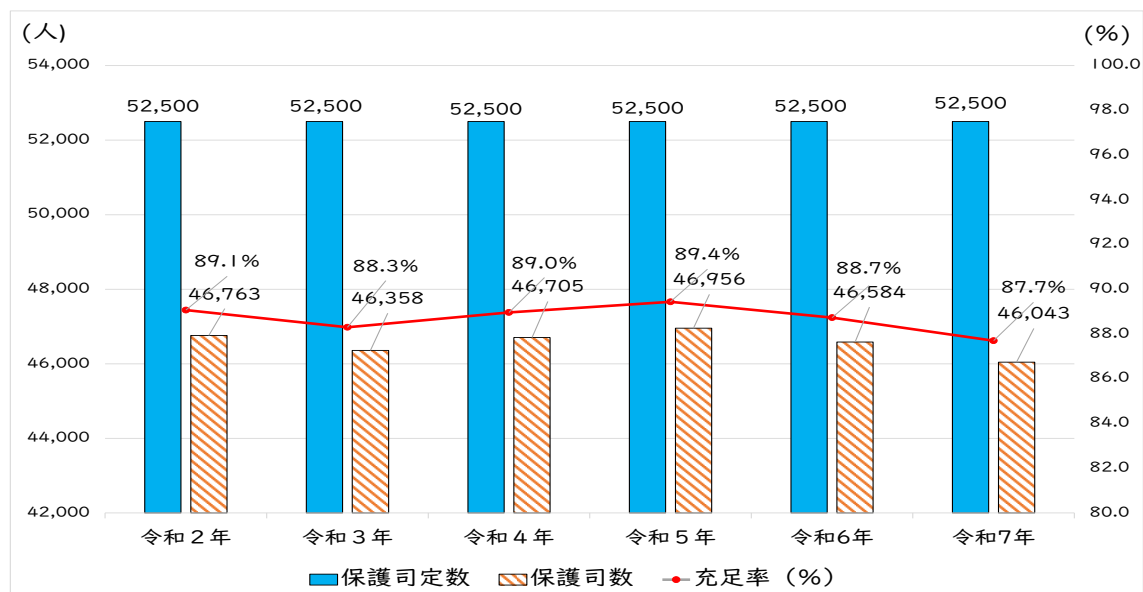
[表 31：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 各年1月1日現在

[表 32：全国]



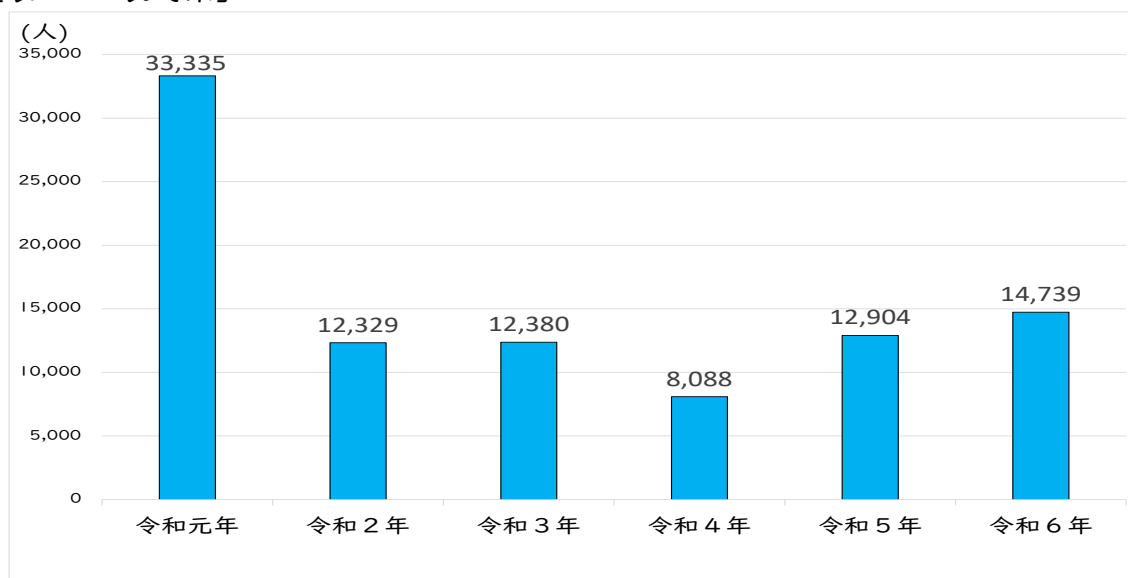
注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 各年1月1日現在

16 “社会を明るくする運動” 行事参加人数

本県における“社会を明るくする運動”の街頭パレードや弁論大会などの各種行事に参加した人の人数は、令和元（2019）年には約 33,000 人だったものが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2（2020）年に約3分の1の12,329人までに減少していましたが、令和5年から増加に転じています。

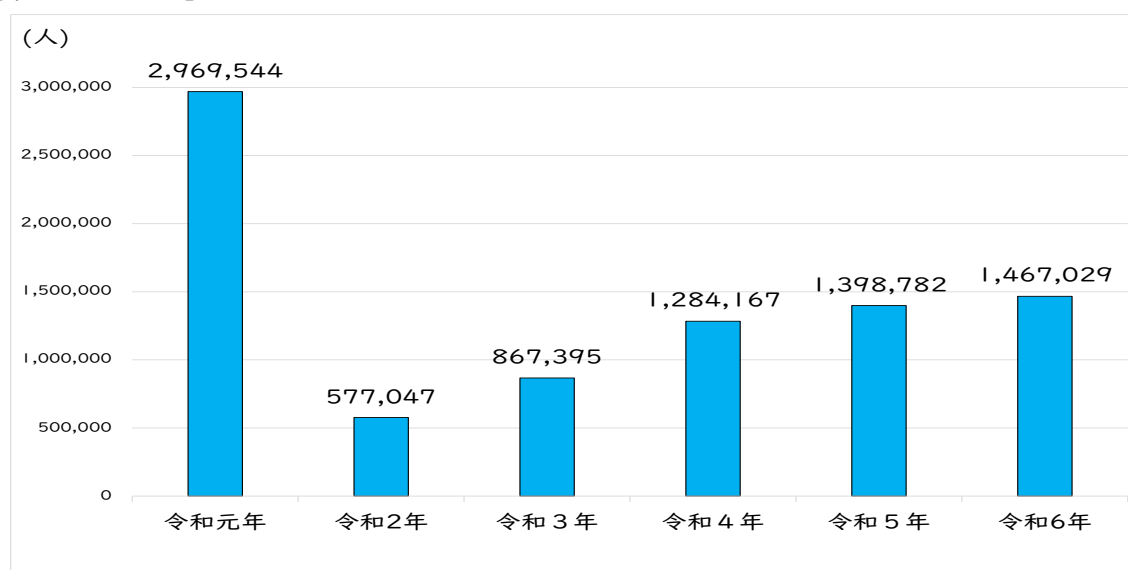
[表 33：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) “社会を明るくする運動” 都道府県及び各地区推進委員会において実施した行事を計上している

[表 34：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの

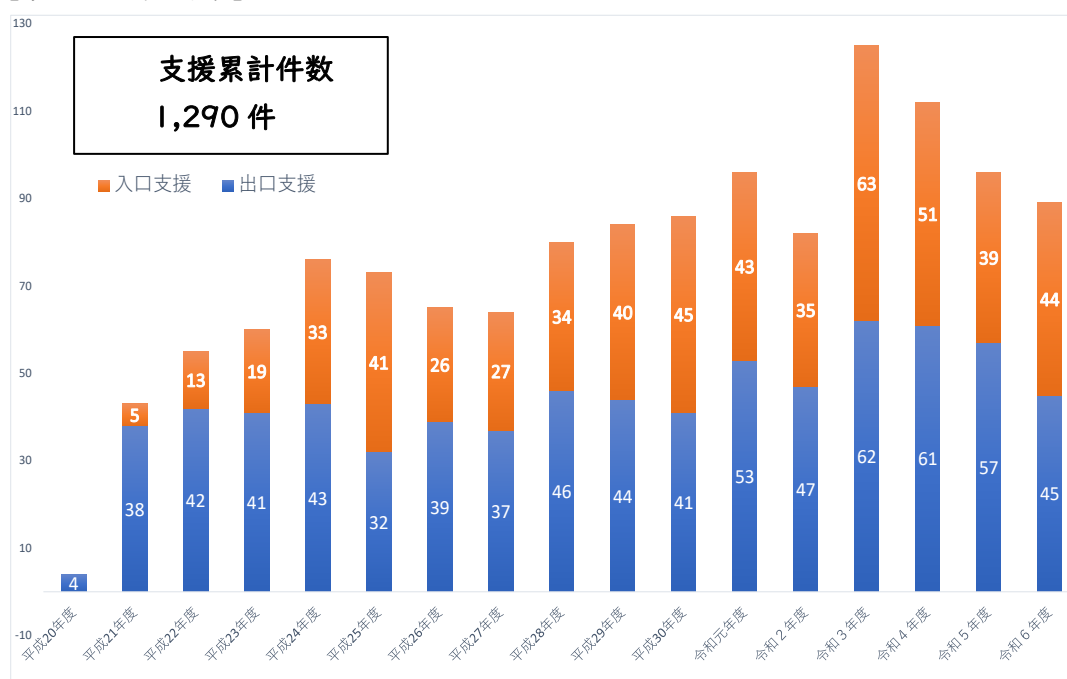
注2) “社会を明るくする運動” 都道府県及び各地区推進委員会において実施した行事を計上している

17 犯罪をした者等のうち、福祉的支援が必要な者への支援

犯罪をした者等の中には、福祉的支援が必要でありながら適切なサービスに繋がっていない、あるいは、就労先や住居が確保できないまま刑務所等を出所したことなどにより、社会に受け入れられにくく再び犯罪を行ってしまう人が存在します。

長崎県地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等の再犯防止に資するため、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援しています。

[表 35：長崎県]



注1) 長崎県地域生活定着支援センター統計を基に長崎県が作成したもの

注2) 長崎県が設置前の数値も含む。

注3) 「入口支援」とは、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行うこと。

注4) 「出口支援」とは、刑務所等矯正施設出所予定者で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう、入所中から出所後まで一貫した支援を行うこと。

Ⅲ 施策の展開

第Ⅰ 地域による包摂の推進

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続を離れた後も、国、都道府県、市町、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が相互に連携し、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことができるよう、息の長い途切れることのない支援が必要です。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢者や障害のある人、疾病や薬物依存のある人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をしていく上で、様々な生きづらさを抱えている人が多く存在し、また、中には複雑化・複合化して課題を抱えている人もいます。これらの人の支援を行うにあたっては、関係する機関・団体相互の連携を更に強化し支援していくことが重要です。

(Ⅰ) 現状と課題

【現状】

本県においては、地域生活定着支援センターにおける高齢又は障害により福祉的支援を必要とする矯正施設出所者（被疑者・被告人等を含む）に対する入所中から退所後までの一貫した相談支援により、地域生活への円滑な移行や自立生活の定着に繋がっています。また、長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の実施により、自治体との連携強化が図られ、知的障害を有する受刑者の支援の充実が図られています。

さらに、多機関・多職種による連携・協働体制の構築を目的に、長崎大学を主催機関として、再犯防止推進に関する意見交換会が定期的で開催されています。

【課題】

再犯防止に関する関係機関・団体等との連携体制は一定構築されてきていますが、更なる再犯防止対策の推進のためには、官民協働での情報共有や支援体制の構築など、連携体制の強化・充実が必要です。また、地域生活定着支援センターの支援等において、市町の自立支援協議会や重層的支援会議など既存の会議体を活用した連携の推進を図っていく必要があります。

(Ⅱ) 関係機関・団体の取組

〈地域における再犯防止施策の推進支援〉

「長崎県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び推進協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」等、県内関係機関で構成される協議会の一員として社会復帰に向けた支援を充実させていくことに加え、障害者自立支援協議会等、市町が設置す

る協議会にも積極的に参加し、地域社会における再犯防止施策の推進に向けて協力していきます。【長崎刑務所】

〈地域の関係機関・団体と連携した処遇・支援の充実〉

社会福祉法人南高愛隣会が運営する福祉事業所の利用体験や、協力雇用主による受刑者の職場体験、ハローワークにおける求職活動体験など、地元の関係機関や団体と協力して受刑者の社会復帰支援を促進します。また、刑務作業製品のふるさと納税返礼品としての採用や、ニーズに応じた社会貢献作業の受託等、刑務作業を通じて市町との連携を強化し、受刑者の更生意欲につなげます。【長崎刑務所】

〈更生保護に関する地域援助〉

更生保護に関する地域援助（以下「地域援助」という。）は、保護観察所が、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うものであり、「息の長い」社会復帰支援の確保に資するとともに、「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」の実現に向けた基盤となる業務です。

地域援助の対象となる支援対象者は、保護観察を終了した者、更生緊急保護の期間を経過した者を始め、過去に犯罪をした者若しくは非行のあった者又は地域において犯罪や非行に結び付くおそれのある問題を抱える者のうち、地域社会において改善更生及び社会復帰を図る上で、医療、保健・福祉、就労等に係る各種支援を必要としているものをいいます。現に保護観察に付されている者、更生緊急保護を受けている者等以外の者にも更生保護の対象の幅を広げたものであり、地域援助を行うにあたっては、支援対象者を支援する機関等との連携体制を整備する必要があり、地域の支援機関等との連携を確保するなど地域援助の実施基盤となる地域支援ネットワークを構築していきます。【長崎保護観察所】

（３）県の実取組

〈再犯防止に関する関係機関・団体等との連携及び情報共有〉

長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会を開催し、再犯防止に向けた取組や課題を共有するとともに、今後の取組の方向性について意見交換を行い、関係機関・団体等間の連携体制の充実を図ります。

また、犯罪をした者等に対する息の長い支援は、市町が行う各種行政サービスと密接であることから、市町へも参加を呼びかけ、取組にかかる課題や情報を共有し、連携の推進を図ります。【福祉保健課】

〈市町における再犯防止の推進に向けた取組への支援〉

市町再犯防止推進計画の策定や市町における再犯防止対策の推進に向けて関係機関と連携し、広域的、専門的な視点からの情報提供や助言等を行い、

市町の取組を支援します。

【福祉保健課】

〈犯罪をした者等を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施〉

高齢または障害等により福祉的支援を必要とする刑務所出所予定者（被疑者・被告人を含む）の社会復帰と地域生活への定着を支援するため、引き続き、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施します。これにより、地域生活への円滑な移行と自立した生活の定着を図ります。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた取組〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、支援対象者に対する地域社会の理解促進、円滑な調整・支援、そして地域社会への定着を図ることを目的として、地域の支援協力者を交えた検討会の開催や、支援協力者の確保・養成等に取り組めます。特に、民間事業者だけでなく市町との連携を促進するために、自立支援協議会や重層的支援会議等、既存の会議体を活用し、連携体制の構築を図ります。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた支援〉

地域ネットワーク強化に向けた長崎県地域生活定着支援センターの取組をより効果的に実施するため関係部局等と連携し、地域社会や福祉事業者等の理解促進を図っていきます。

【福祉保健課】

【地域による包摂の推進】 （法務省「第二次再犯防止推進計画」から抜粋）

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るため、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること。

第 2 就労・住居の確保

Ⅰ 就労の確保

国の調査によれば、刑務所再入所者の約 7 割が再犯時に無職であり、仕事のない者の再犯率は、仕事に就いている人と比べ約 3 倍となっており、不安定な就労が再犯の要因になっていることから、就労の確保・継続が重要です。

(1) 現状と課題

【現状】

令和 6 年実績
は今後反映

本県においては、令和 5（2023）年の刑法犯検挙者数（少年を除く）1,501 人のうち、688 人、45.8%が無職者でした（表 9 参照）。また、犯罪時に長崎県に居住地があった新受刑者は、令和 5（2023）年には 95 人おり、そのうち、無職であった者は 73 人、76.8%でした（表 11 及び図 5 参照）。どちらも全国の割合に比べ高くなっています。

令和 6（2024）年における保護観察終了人員（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者。職業不詳の者を除く。）122 人のうち、保護観察終了時に無職者は 57 人、46.7%であり（表 19 参照）、横ばいの状況が続いています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主である協力雇用主は、令和 6（2024）年 10 月 1 日現在で、県内 174 社が登録されています。このうち、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主は 6 社、雇用されている人は 7 人となっています（表 23 参照）。

本県においては、就労支援対策として、幅広い求職者への支援、再就職の支援、若年者の職業訓練等が行われるとともに、農福連携推進の取組や、障害者職業・生活支援センターによる、就業面と生活面の一体的な相談支援が行われています。

また、県建設工事入札参加者格付審査における加点により、協力雇用主の取組を支援しています。

【課題】

協力雇用主として登録を行っている雇用主は 180 社前後で推移していますが、雇用に至っている事業所は 1 割に満たない状況となっています。また、雇用主の職種は建設業が多く、多種多様な職種の登録までには至っていないという課題があります。

刑務所においては、出口支援である就労支援と結び付けた効果的な支援体制の構築を行うとともに、稼働能力のある人については高齢者求人や福祉的就労先へのマッチングを積極的に行う必要があります。また、稼働能力のない人については、福祉的支援への手続きを進める必要があります。

また、就職に至っても短期間での離職者が多く、長期就労に向けた定着支援の取組が必要です。その一つとして、少年鑑別所における職業適性検査や雇用側に対する心理的支援といった地域援助が可能なことを周知していくことも必要です。

（２）関係機関・団体の取組

〈就労支援制度の充実〉

長崎保護観察所では、受刑中の生活環境の調整の段階から、刑務所の担当部署やハローワーク、協力雇用主等と連携し、出所後の速やかな就労に結びつくように、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。就労支援関係団体との連携強化のため、年に３回、協議会を行うほか、新たに協力雇用主に登録した事業者を対象とした研修会を開催し、協力雇用主の役割や更生保護制度の説明を行います。協力雇用主として登録している事業所は、令和７（２０２５）年６月現在、１６７社で、建設業、製造業、福祉・医療関係が多く、その内、令和２（２０２０）年度から令和６（２０２４）年度までの５年間で実際に保護観察対象者等を雇用した事業所は３３社、就労開始した対象者は７３名です。今後は、様々な業種の登録に向けた取組を行います。

【長崎保護観察所】

〈刑務所出所後の就労と職場定着に向けた指導・支援の充実〉

就労による社会復帰が可能と思われる受刑者については、本人同意の下、早期に就労支援対象者として選定するとともに、職員による動機付けの面接を行いつつ、職業上の基礎的な知識や技能を身に付けさせることを目的とする基礎的作業を実施し、改善更生への意欲を喚起します。比較的能力の高い受刑者についてはコミュニケーション能力等向上作業を実施し、職場内の人間関係に必要なコミュニケーション能力を身に付けさせ、職業訓練として実施している溶接科、介護福祉科及びビジネススキル科（パソコンスキル）においては就労に必要な資格や技能を身に付けさせます。また、改善指導としても、教育担当職員や外部講師による「就労準備指導」を実施し、就労を継続させるために必要なビジネスマナー等について身に付けさせます。このほか、就労支援担当職員によるキャリアカウンセリングや、ハローワーク職員による職業相談を積極的に実施し、受刑者が刑務所収容中から求職活動を行い、内定を得ることができるよう支援するとともに、仕事フォーラムや企業説明会等を通じて、多くの職種に触れ様々な職業観を理解させることで、できる限り本人の希望する職種とのマッチングを図って職場定着につなげています。

【長崎刑務所】

〈就労の確保と安定に向けた支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、県内の関係機関や自立援助施設、協力雇用主らと連携し、就職希望者の職業適性検査等を実施しています。また、「刑務所出所者等就労支援事業」等により、就職

した者及び雇用主側に対する心理的支援を行う相談窓口も設けています。
【長崎少年鑑別所】

(3) 県の取組

〈長崎県人材活躍支援センターの運営〉

若者、中高年、女性、高齢者等、幅広い世代の求職者への就業相談や各種セミナー等のリカレント支援を実施し、県内求職者の就労促進や非正規雇用者のキャリアアップを図ります。
【雇用労働政策課】

〈離職者訓練（委託訓練）の実施〉

多様な職業訓練の受講機会を確保し、求職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現し、雇用失業情勢や労働力需給の変動に応じて機動的・効果的に職業訓練の受講機会を提供することにより、すべての労働者等（離職者）に対応します。
【雇用労働政策課】

〈学卒者訓練の実施〉

主に新規高卒者を対象に、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める若年人材を育成します。
【雇用労働政策課】

〈在職者訓練の実施〉

産業界が抱える社員のスキルアップ、指導者不足等の問題に対応するため、在職者向けの資格取得、技能継承やスキルアップのためのセミナーを実施します。
【雇用労働政策課】

〈農福連携による就労支援〉

障害者就労支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供等を行い、障害のある人の農業分野での就労を支援します。
【農業経営課・障害福祉課】

〈障害者就業・生活支援センターによる取組〉

県が指定する障害者就業・生活支援センターにおいて、国（労働局）が行う就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより、障害のある人の職業生活における自立を図ります。
【障害福祉課・雇用労働政策課】

〈協力雇用主の活動に対する支援〉

県建設工事入札参加者格付審査において、協力雇用主として登録している場合に加点を行うことにより、協力雇用主の取組を支援します。
【監理課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【生活安全企画課】

〈生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施〉

生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業として、就労に必要な基礎能力の形成に向けた職場体験等を、事業利用者の日常生活自立、社会生活自立の状態に応じて実施します。本事業による支援を必要とする人が利用に結び付くよう、相談従事者の資質向上を図るとともに、雇用や就労に関する支援機関と連携し、事業に関する周知を行います。

【福祉保健課】

2 住居の確保

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の 2 年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約 2 倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止等を推進する上で最も重要な要素の一つとなっています。

(1) 現状と課題

【現状】

令和 6(2024)年における県内の刑務所出所者 214 人のうち、刑務所出所時に帰住先がない人は 43 人、20.1% (表 25 参照) となっており、全国よりも高い状況にあります (表 26 参照)。

長崎県地域生活定着支援センターの支援により、新たな社会資源の開拓が進むとともに、福祉事業所による自立準備ホームとしての受け入れや、一部の居住支援法人との連携により、出所者や更生保護施設退所者の住居確保が可能となってきました。さらに、県営住宅の入居要件が緩和されたことで、単身者でも入居が可能となり、公営住宅への入居実績も出てきました。

長崎刑務所においては、受刑者の帰住先を早期に確保し、保護観察所の監督下で社会復帰を果たした人の割合が増えてきました。

なお、令和 7 (2025) 年 10 月に施行された改正住宅セーフティネット法 (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律) では、住宅確保要配慮者の対象が拡大され、セーフティネット住宅の居室面積基準が緩和されました。また、新たに居住サポート住宅制度の創設や、居住支援法人による残置物処理業務の追加が盛り込まれるなど、住宅対策と福祉支援の連携体制が強化されています。この制度改正により、出所者等への住まいの確保の観点からも、再犯防止に向けた地域定着支援の実効性が一層高まることが期待されます。

【課題】

住居を確保できている人の割合は依然として低く、自立準備ホームの登録拡大や、住居確保要配慮者が入居可能な住宅を増やしていくこと、居住支援協議会との連携による対象者入居後の諸課題への対応等、対象者の生活の安定につながる居住先の確保と支援体制の構築が必要です。

(2) 関係機関・団体の取組

〈民間団体との連携強化〉

長崎保護観察所では、特別調整、更生緊急保護、保護観察の対象者について、引受人等や適切な住居の確保が困難な場合は、更生保護施設 (3 施設) や自立準備ホーム (17 施設) での一時的な居住の確保を行っています。

他にも、地域援助対象者等の適切な住居の確保に向けて、長崎県地域生活定着支援センターや、長崎県居住支援協議会との連携を強化した取組を行っています。さらに、これらの施設から退所後の適切な住居の確保に向けて行政機関や関係機関・団体と連携を行っています。

【長崎保護観察所】

〈刑務所出所後の住居の早期確保に向けた調整〉

帰住先のない高齢又は障害を有する受刑者については特別調整の手続きを進め、保護観察所や地域生活定着支援センターと連携して帰住先をできる限り早期に確保します。また、特別調整に同意しない受刑者や帰住先未定のまま満期釈放となる受刑者については早期にスクリーニングを実施し、地方更生保護委員会と連携して保護観察所にも協力を求め、更生緊急保護による一時的な住居の確保や、乗車保護等の支援を積極的に行います。

【長崎刑務所】

(3) 県の取組

〈地域社会における定住先の確保〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、高齢や障害のある刑務所等の出所者に対し、福祉的支援が必要な場合に、社会福祉施設への入所や居宅となるアパート等への入居の調整を行います。官民協働のネットワークと連携を図りながら、帰住先の確保に向けた支援を実施します。

【福祉保健課】

〈県居住支援協議会との連携〉

刑務所等を出所した高齢者や障害のある方の中には、住居の確保が困難な場合が少なくありません。そのため、長崎県地域生活定着支援センターでは、長崎県が実施する居住支援施策等と連携し、住居の確保に向けた支援を行います。

【福祉保健課】

〈住宅セーフティネット法の推進〉

令和7（2025）年10月に改正住宅セーフティネット法が施行され、住宅確保要配慮者の範囲の改正やセーフティネット住宅の面積基準の緩和等があるため、今後も改正法の制度周知を図り、セーフティネット住宅の登録を推進します。

【住宅課】

〈公営住宅における取組〉

住宅確保要配慮者として「更生保護対象者等」の定義や、具体的な公営住宅入居への枠組みづくり等について、関係機関と連携を図り検討していきます。

【住宅課】

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

Ⅰ 高齢者・障害のある人への支援

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いとされています

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、円滑な社会復帰に向けて、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が必要です。

(1) 現状と課題

【現状】

令和6年実績
は今後反映

令和5（2023）年に県内で刑法犯として検挙された者1,501人中、65歳以上の高齢者は492人と、全体の32.8%を占めています（表9参照）。また、令和5（2023）年の新受刑者95人に占める65歳以上の高齢者は24人、25.3%であり、全国の14.3%に比べて高い割合となっています（表13、表14参照）。

地域生活定着支援センターの支援においては、市町との連携により各種福祉サービスの円滑な利用につなげることができてきており、障害及び高齢分野ともに、福祉サービスの利用件数が増加し、必要に応じて事業所と連携・協力した支援を行っています。また、精神障害のある人の支援に関して、関係者の連携構築が図られてきています。

検察庁においては、被疑者・被告人の釈放の際、高齢や障害等により支援を行う必要がある人については保護観察所に引継ぎ、釈放後の生活の立て直しにつながっています。

長崎保護観察所においては、特別調整者として認定された者については、地域生活定着支援センターと連携して支援を行っています。

長崎刑務所においては、働きかけにより、高齢者や障害を有する受刑者の多くが、特別調整を希望し、出所後の帰住先確保や福祉サービスの受給につなげているとともに、「知的障害受刑者処遇・支援モデル事業」により、地域定着に向けた他機関連携による支援事例の実績が上がっています。

少年鑑別所においては、令和3（2021）年以降、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、知能検査や認知症検査の実施が行われています。

【課題】

受刑中からの福祉サービス申請については、引き続き関係市町との協力・連携体制を築いていく必要があります。

地域生活定着支援センターの支援において、65歳以上で要介護認定に該当しない人の日中の活動先の確保が課題となっています。また、身元引受人がいらないこと等により高齢者の支援が長期化しているとともに、入院時や死

後事務に関する対応が課題となっています。障害のある人の支援に関しては、必要に応じ自立支援協議会等とも連携・協力し、相談支援を充実する必要があります。

（２）関係機関・団体の取組

〈息の長い地域支援〉

長崎保護観察所では、高齢者や障害のある刑務所出所者等について、矯正施設や長崎県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、更生保護施設や自立準備ホームに入所を調整するなどして、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などを行っています。指定更生保護施設雲仙・虹では、施設を退所後も息の長い継続的な支援を行うため、「訪問支援事業」が令和６（２０２４）年度から行われており、退所者の自宅に施設職員が訪問したり、退所者自身が施設を訪ねてきたり、電話連絡を取ったりしながら、日常生活の状況や日々の不安などを傾聴し、支援が必要な場合は支援を行っています。

心神喪失者等医療観察制度の対象者のうち、社会復帰に向けた支援を要する者については、県及び市町や精神保健福祉関係機関・団体と連携して生活環境調整が行われているほか、社会復帰施設や高齢者施設への入所を調整するなどして既存の地域の保健医療・福祉サービス等につなげるとともに、同制度終了後もこれらのサービスが息の長い、途切れることない形で継続されるよう働きかけています。 【長崎保護観察所】

〈罪を犯した高齢者・障害のある人の地域社会への円滑な復帰のための連携〉

長崎地方検察庁では、被疑者・被告人の円滑な社会復帰や再犯防止の観点から、長崎保護観察所や地域生活定着支援センターなどと連携し、高齢や障害等により支援を行うことが適当と認められる者について、起訴猶予や執行猶予などにより釈放される際に更生保護施設等へ入所させる更生緊急保護等の入口支援を行っているところ、裁判の結果、被告人が実刑判決を受けた場合においても、本取組が、受刑後の出口支援にもつながるよう関係機関との連携を行います。 【長崎地方検察庁】

〈高齢及び障害のある受刑者に対する指導・支援の充実〉

自治体職員や民間の専門家を外部講師として招へいし、高齢や障害のある受刑者に対して円滑な社会生活に必要な知識の付与や福祉制度に対する動機付けを図るための「社会復帰準備指導」を実施します。また、常勤の福祉専門官や非常勤の社会福祉士が保護観察所や地域生活定着支援センターと連携して各種調整業務を行い、出所後の円滑な福祉サービスの利用につなげます。知的障害を有する受刑者については、社会福祉法人南高愛隣会と連携し、市町や県内の障害者支援機関の協力を得て、療育手帳の取得や障害福祉サービスの利用に向けた調整業務を行います。 【長崎刑務所】

〈高齢者・障がいのある人への支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、高齢あるいは障害のある被疑者に対する知能検査及び認知症検査を実施しています。また、罪に問われた高齢者又は障害のある人等への支援として、社会福祉法人南高愛隣会からの依頼を受け、同法人の利用者に心理アセスメントを行い、個々の利用者の特性に応じた効果的な支援の方法等を提案しています。

【長崎少年鑑別所】

〈関係機関と連携した支援〉

長崎県弁護士会では、長崎県地域生活定着支援センターとも連携し、起訴猶予や執行猶予が見込まれる人の中で、高齢、障害等で支援が必要な人について、支援を行っています。

【長崎県弁護士会】

（３）県の取組

〈高齢者・障害のある人への保健医療・福祉サービスの提供〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、刑務所出所後等に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、要介護認定や障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所等、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できるよう支援を行います。

【福祉保健課】

〈必要な保健医療・福祉サービスを利用する手続きの円滑な実施〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、特別調整対象者等に対する地域生活におけるフォローアップや、関係者からの相談に対する助言及び必要な支援を行います。発生した課題については、関係機関との協議のもと、地域課題の解決に向けて取り組みます。

【福祉保健課】

〈地域包括ケアシステムの深化〉

将来の人口推移の地域差を見据えながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援等を一体的に提供する仕組みの充実に向けた市町の取組を支援します。

【長寿社会課】

〈日常生活自立支援事業の実施、成年後見制度の体制整備〉

判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を通して支援を行います。また、判断能力に欠ける状態となった方が成年後見制度に円滑に移行できるよう、地域の権利擁護支援ネットワークの旗振り役となる中核機関の設置など、国における成年後見制度の見直しの動向も見ながら、市

町の体制整備を支援するとともに、市民後見人養成研修の修了者が市民後見人名簿に登録し、後見活動につながる取組を推進します。

【長寿社会課】

〈多重の見守りネットワークの構築推進〉

見守りを必要とする人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」等を開催し、日常的な安否確認から有事の通報・捜索体制まで整えられた見守り体制の構築・推進を支援します。

【長寿社会課】

〈認知症の人等を地域で支えあう体制の構築〉

認知症の人及びその家族と住民がお互いに支えあう地域づくりを推進するため、チームオレンジの整備に向けたアドバイザーの派遣や市町職員等に対する研修等を実施します。また、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、市町の地域包括支援センター等とも協働して、相談支援、就労・社会参加のネットワークづくりなど若年性認知症の人やその家族への支援を強化します。

【長寿社会課】

〈認知症疾患医療センターの運営〉

県内 8 つの二次医療圏域に合計 9 箇所（基幹型 1 箇所、地域型 4 箇所、連携型 4 箇所）の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談などを行うとともに、地域連携の拠点として、市町の地域包括支援センター等との連携体制の強化を図ります。

【長寿社会課】

〈障害のある人の相談支援体制の連携・協力〉

障害のある人が、障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成する必要があります。障害のある人の意向を尊重した質の高い計画を作成するため、必要に応じて、長崎県地域生活定着支援センターと連携・協力していきます。

【障害福祉課】

〈精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〉

精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、保健・医療・福祉関係者等との連携により、地域生活を継続するための必要な支援を行います。

【障害福祉課】

2 薬物依存を有する人への支援

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域の保健医療機関等につなげるための支援が必要です。

(1) 現状と課題

【現状】

令和6年実績
は今後反映

本県における令和5（2023）年の薬物事犯による検挙者数は41人、そのうち、再犯者数は26人、再犯者率は63.4%と非常に高い割合となっています（表9参照）。

県においては、薬物乱用対策としての普及啓発や薬物依存等の相談対応、回復支援のプログラムを行っています。また、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症等の支援を実施する自助グループ等との連携を図り、支援や啓発を行っています。

長崎刑務所においては、学習プログラムの実施により、自助グループの利用に向けた動機付けを行うとともに、出所前にフォローアップ指導を行い、学習の定着につなげています。

長崎保護観察所においては、違法薬物の乱用防止に関する法教育が実施されています。

【課題】

薬物依存症についての相談件数は少ない傾向にあり、薬物依存症に対する偏見が根強く存在することから、相談につながるまでのハードルが高いことが推測されます。依存症の回復の促しと再犯防止のためにも、まずは「相談できる」ということを周知していく必要があります。

(2) 関係機関・団体の取組

〈依存症者対策〉

長崎保護観察所では、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。当該プログラムの対象者は以前は保護観察期間が6か月以上有する者でしたが、令和7年度から、保護観察期間が3か月以上有する者に対象を広げました。（一部要件あり）また、地域の医療機関における医療や自助グループ等への参加の働きかけを行っているほか、薬物依存を有する更生緊急保護対象者や地域援助対象者にも薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援や任意による薬物検査を実施しています。さらに、対象者に対する支援だけでなく、家族や引受人等本人を支援する人たちに対して、引受人会を開催し、薬物依存のメカニズムに対する知識充足や、同じ悩みを持った人たちとの談話等を行うことで依存症に対する理解促進を図っています。 【長崎保護観察所】

〈薬物事犯者に対する指導の充実及び支援団体との連携強化〉

麻薬・覚醒剤その他の薬物に依存がある者を対象として、薬物依存離脱指導を実施します。対象となる受刑者全員に必修プログラムを実施しますが、再使用のリスクや刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、より専門的・体系的な指導を受講させる必要が高いと認められる者については、認知行動療法に基づいた専門プログラムの実施により、自己理解を深めさせ、断薬に向けた具体的な対策を考えさせます。また、個々の問題性に応じた補完的指導として、NPO法人ちゅーりっぷ会長崎ダルクの協力により、選択プログラムを実施し、自助グループの利用に向けた動機付けを図ります。また、長崎保護観察所と連携し、それぞれで実施しているプログラムの見学等を通じて、指導者を育成します。【長崎刑務所】

〈薬物乱用の根絶に向けた支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入所した少年の健全な育成のための支援の一環として、学習図書の貸出や視聴覚教材の視聴等を通して、薬物乱用の危険性、違法性についての啓発を行っています。また、県内の学校等からの依頼を受けて職員を派遣し、児童・生徒に対し薬物乱用防止のための授業を行っています。【長崎少年鑑別所】

〈関係機関・団体と連携した支援〉

長崎県弁護士会では、長崎県地域生活定着支援センターや長崎ダルク等とも連携し、起訴猶予や執行猶予が見込まれる人の中で、薬物依存等で支援が必要な人について、支援を行っています。【長崎県弁護士会】

（３）県の実施

〈青少年向け予防教育〉

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターでは、青少年向け予防教育の一環として、中学校、高等学校、大学等からの講話依頼に対応します。講話において依存症の正しい知識を伝え、青少年が依存に繋がりやすい背景要因への対応についても併せて啓発します。【障害福祉課】

〈広報啓発の推進〉

講演会の実施など、依存症に関する県民の理解促進に向けた啓発活動を実施します。

また、自助グループが主体となって開催するアディクションフォーラムの開催を支援します。【障害福祉課】

〈薬物乱用防止に関する啓発活動〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、薬物乱用防止指導員、各地区薬物乱用防止指導員協議会と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動、不正大麻けし撲滅運

動などの啓発活動を実施します。

県で委嘱している薬物乱用防止指導員に対し、研修会などを通して、薬物乱用防止に関する人材育成を行っていきます。【薬務行政室】

〈薬物及び薬物依存に関する相談支援の取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行うとともに、保健所においては、精神保健福祉相談として薬物依存の相談にも対応します。【薬務行政室】

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターにおいては、精神保健福祉相談として薬物依存症を含む依存症全般の心の健康相談に対応します。【障害福祉課】

〈薬物依存に対する相談対応・回復支援の実施〉

長崎こども・女性・障害者支援センター（精神保健福祉センター）は平成 30（2018）年 4 月から依存症に係る相談拠点機関として、依存症専門相談員を配置し、「相談支援」、「普及啓発」、「人材育成等の教育」、「回復支援」の 4 つの柱を軸に、依存症についての支援を行います。「相談支援」では、当事者、家族等からの相談に対し、助言及び情報提供（医療機関、支援機関等）を実施します。「普及啓発」や「人材育成」について、その目的に応じた研修会等を企画していきます。「回復支援」として、当事者向け回復支援プログラム「DEJIMAARPP（デジマープ）」や家族支援プログラム「CRAFT」等を実施します。

【薬務行政室・障害福祉課】

〈支援体制の構築〉

本人及び家族が孤立しないよう関係機関と連携を図り、依存に関する問題を有する者への支援体制を構築していくため、関係機関と連携し取組を検討していきます。【障害福祉課】

〈薬物依存症専門医療機関等の選定〉

薬物依存症者が適切な医療を受けることができるよう薬物依存症の治療を行う「専門医療機関」の選定を行います。【障害福祉課】

〈民間団体との連携〉

効果的な支援や啓発活動を行うため、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症者等の支援を実施する自助グループや回復支援施設等の民間団体との連携を図ります。【障害福祉課】

第4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

Ⅰ 学校等と連携した修学支援の実施

我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。

また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることを踏まえ、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援体制が重要です。

令和6
年実績
は今後
反映

(1) 現状と課題

【現状】

本県において、保護観察が開始された少年のうち、就学・復学した者の数（令和6（2024）年）は14人で、就学した者の数が増加傾向にあり、学校や関係機関等との連携が強化されてきています。

犯罪をした者等に特化した取組ではありませんが、県においては、高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援を実施しており、高校の中途退学者で進路未決定者の情報を、本人及び保護者の同意を得たうえで、支援機関等に提供し支援を続けています。また、生活困窮世帯のこどもの学習支援によるこどもの居場所づくりや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充による助言指導や関係機関との連携が図られています。

【課題】

多様化・複雑化する問題に対応するための教育支援体制の充実や関係機関との協力体制を維持していくことが必要です。

(2) 関係機関・団体の取組

〈在所者に対する学習支援〉

長崎少年鑑別所では、入所した少年に対して、健全な育成のための支援の一環として、外部講師による教科指導、学習用図書や教材の貸与を行っています。高等学校卒業程度認定試験の教材も取り揃えており、学習の機会を積極的に提供しています。

【長崎少年鑑別所】

(3) 県の取組

〈円滑な学びの継続に向けた支援〉

関係機関との協力体制を維持し、矯正施設と連携した学びの継続、進学・復学の支援を行います。【高校教育課】

〈進学や社会的自立に向けた支援〉

高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への情報提供、学習相談等の支援を実施します。

【高校教育課】

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉

学校における非行防止、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〔再掲〕〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【生活安全企画課】

〈生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の実施〉

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象とした学習支援を行うとともに、生活面に関する助言等の育成支援を行います。

また、保護者に対しても、子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

【福祉保健課】

2 学校等と連携した非行防止等のための取組

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育能力の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組む必要があります。

(1) 現状と課題

【現状】

県内の令和6（2024）年における少年の刑法犯検挙者（触法少年を除く）は151人となっています。このうち再非行少年は44人、29.1%（表7参照）で、令和2（2020）年以降は全国平均よりも低い状況が続いています。

児童相談所においては、関係機関と連携した通所支援や施設入所による指導により再非行防止に一定の成果が見られています。

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対しては、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行っており、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの間に延べ159人の少年に対して支援が行われました。

少年の規範意識向上のための活動として、児童生徒に対する「非行防止教室」や「薬物乱用防止教室」を開催しており、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの間に延べ1,389回開催されました。

学校と警察との連携については、「スクールサポーター制度」を通じて、緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を共有し、事案に応じた対応が行われています。

また、こどもや保護者等のメディアリテラシーの向上に向け、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間で、メディア安全指導員が学校等へ計1,140回派遣されました。

【課題】

現在行っている非行防止等のための取組を継続するとともに、支援の質の向上や関係機関連携の強化を図り、より確実な再非行防止につなげることが必要です。

(2) 関係機関・団体の取組

〈就学支援〉

長崎保護観察所では、復学等が見込まれる少年院在院者や中学校等在学中の保護観察対象者については、学校等と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な生活環境調整及び保護観察を行っています。生活環境の調整の段階で、本人が転入学を希望している場合には、被害者や共

犯者等が通学している可能性等には十分留意し、少年院、保護司及び引受人等と緊密に情報を共有しながら、生活環境の調整を行っています。

また、就学支援の実施にあたっては、就学支援パッケージにおけるキャリア発達支援ツール（CANVAS、「キャンバス」と読みます。）を活用し、保護観察対象者の修学、就労への動機付けを高める取組を行っています。
【長崎保護観察所】

〈学校等と連携した支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、県内の学校、県警少年サポートセンター、児童相談所、保護者等からの依頼により、児童・生徒の非行、不良交友関係、家庭や学校での問題行動、知的能力の制約や発達障害傾向等に起因する不適応等に関する相談に応じています。問題行動を分析した上で具体的な指導方法を提案したり、問題行動の態様別に整理されたワークブックを実施したりしています。また、学校職員や保護者を対象とした非行や子育ての問題、思春期の子供の行動理解と指導方法等に関する講演・研修、児童・生徒を対象とした法や司法制度等への理解を促す法教育授業等も実施しています。

【長崎少年鑑別所】

（３）県の取組

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉（再掲）

学校における非行防止、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈薬物乱用防止に向けた取組〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、学校等と連携し、児童・生徒に対し、薬物乱用防止教室を実施します。

【薬務行政室】

〈非行少年に対する取組〉

警察から通告があった非行少年に対して、市町や学校、長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）等と連携し、非行に至った背景や家族環境等を調査したうえで、児童相談所への通所による再非行防止プログラムの実施、児童自立支援施設への入所措置による指導や自立支援等を行います。また、法務省関係機関（長崎少年鑑別所や長崎保護観察所等）や県警少年サポートセンターと連携し、再非行防止を図ります。

【こども家庭課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉（再掲）

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。【生活安全企画課】

〈少年の規範意識向上のための活動〉

教育委員会や学校等と連携しながら、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒に対する「非行防止教室」や、「薬物乱用防止教室」を開催します。【生活安全企画課】

〈学校と警察との情報共有〉

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」や「スクールサポーター制度」を通じて、学校と警察が緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を共有し、迅速に効果的な対応をすることにより児童生徒の非行防止等を図ります。【生活安全企画課】

〈こどものメディア環境の改善〉

長崎県メディア安全指導員を学校及び幼稚園・保育所等に派遣し、メディアがこどもの心身の成長・発達や学力に及ぼす影響や SNS に起因した犯罪に巻き込まれる危険性等を、児童・生徒及び保護者等へ講演することにより、こどもの生活の乱れ、ゲーム・スマートフォン依存、ネット被害等を防止します。【こども未来課】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

Ⅰ 特性に応じた効果的な指導の実施等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪等の内容はもとより、対象者一人一人の経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況など、様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働きかけることが重要です。

(1) 現状と課題

【現状】

ストーカー加害者に対しては、行政処分、口頭指導等を行うとともに、精神科等医療機関との連携等を行うことにより、再犯防止が図られています。また、暴力団離脱希望者に対する各種離脱支援活動や暴力団離脱者の受入れ企業拡大の取組が行われています。

長崎保護観察所では、薬物再乱用防止プログラム、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラムなどの専門的処遇プログラムが実施されています。

長崎刑務所では、知的障害受刑者処遇・支援モデル事業を令和4年度から開始し、知的障害を有する受刑者に対して、特性を把握するためのアセスメントを実施し、個々に策定した処遇計画に基づき、各種プログラムを実施しています。そのほか、アルコール依存回復プログラムや暴力防止プログラムにより、自己の特性把握や問題行動の予防に向けた心理教育が行われています。

【課題】

引き続き現在の取組を継続する必要があります。

また、保護観察所や刑務所で行われているプログラムについては、息の長い支援を行う上で、刑事司法手続きを離れた人が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制の整備が課題となっています。

刑務所においては、令和7(2025)年6月の改正刑法施行に伴い新たに創設された拘禁刑に応じて、処遇・支援ニーズに応じた改善指導が拡充される方針であるため、効果的な実施体制を準備していく必要があります。

(2) 関係機関・団体の取組

〈保護観察処遇の充実〉

長崎保護観察所では、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム、殺人・強盗・DV(Domestic Violence)等の暴力犯罪者や児童虐待事犯に対する暴力防止プログラム、薬物事犯に対する薬物再乱用防止プログラム(簡易薬物検出検査を含む)、飲酒運転防止プログラムなどいずれも再犯者率が高い事案に対して専門的処遇プログラムを行っています。令和7(2025)年度からは性犯罪者処遇プログラムについて、保護観察官と社会復帰調整官によるユニットを編成し、効果的なプログラムを実施していま

す。また、性格特性や問題性の把握などアセスメント強化のため長崎少年鑑別所に心理検査等の鑑別を依頼し、指導に活かしています。このほか、少年・若年者に対しては、社会貢献活動に参加させ、有用体験を積ませるなどの対象者の特性に応じた処遇の充実を図っています。さらには、対象者の「問題性」だけでなく「強み」にも着目した処遇や支援がなされるよう、ケース・フォーミュレーション（ＣＦＰ）を積極的に導入するなど、それぞれの特性に応じた処遇の充実を図っています。

【長崎保護観察所】

〈受刑者の特性や問題性に応じた改善指導の充実〉

高齢受刑者については認知機能や身体機能の維持向上を図るためのプログラムを積極的に実施するとともに、プログラム指導者の育成を進めます。知的障害受刑者については、社会福祉法人南高愛隣会と連携して、障害特性に応じた各種プログラムを効果的に実施します。その他、受刑者の問題性に応じて「暴力団離脱指導」「アルコール依存回復指導」等の改善指導を実施し、令和7（2025）年度から特別改善指導となった「暴力防止指導」については、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待等の防止に向けて指導を充実させます。

【長崎刑務所】

〈特性に応じた効果的な支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関や個人から依頼があった犯罪や非行を起こした対象者に対して、その同意の下、心理検査等を実施し、犯罪や非行、その他の問題行動や社会不適応につながる特性を明らかにして、その改善に焦点を当てた効果的な支援を行っています。また、犯罪・非行の態様別に、「窃盗」、「暴力」、「薬物」、「性的問題行動」、「交友関係」等をテーマとする認知行動療法に基づいた再犯防止のためのワークブックも実施しています。

【長崎少年鑑別所】

〈鑑別の充実化〉

長崎少年鑑別所では、観護措置により入所した少年に対して、心身鑑別を行っています。また、収容している少年だけでなく、少年院に在院している者や保護観察に付されている者にも関係機関からの依頼に応じて、矯正教育や保護観察所による指導がより適切に行われるよう処遇鑑別を実施しています。加えて、近年は鑑別対象者の範囲が拡大され、成人も対象となっています。具体的には刑務所の被収容者に対する鑑別、保護観察付全部執行猶予者への鑑別等があり、それぞれ対象者の改善更生に役立つように鑑別を行っています。

【長崎少年鑑別所】

（３）県の実取組

〈県内矯正施設等との連携〉

高齢または障害等により福祉的支援を必要とする刑務所出所予定者（被

疑者・被告人を含む）に対し、釈放後の地域生活に向けた支援を検討するため、長崎県地域生活定着支援センターと長崎保護観察所が矯正施設等と連携し、円滑に福祉的支援へとつなげるための協議を、月１回程度実施します。

【福祉保健課】

〈薬物依存に対する取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに薬物依存に関する相談窓口を設置し、医療機関・相談支援機関等の紹介を行います。

【薬務行政室】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉（再掲）

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【生活安全企画課】

〈子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止〉

対象者の個人情報保護に留意しつつ、定期的な面接と所在確認を行い、再犯防止に関する助言指導を実施します。再犯の恐れが高い対象者については、保護観察所、関係機関や地域定着支援センターと情報共有を図ります。

【生活安全企画課】

〈ストーカー加害者に対する措置〉

ストーカー加害者は、被害者への執着心が強いことから、被害者への更なるつきまとい等を防止するための措置として、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による注意・指導を行います。

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である加害者の特異動向を把握した場合は、保護観察所と情報共有を図り、保護観察所が仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する場合は、必要な協力を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。

また、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診への働きかけを行うなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。

【人身安全対策課】

〈暴力団離脱希望者に対する各種支援活動の推進〉

長崎刑務所・長崎保護観察所と連携を図り、離脱を希望する暴力団員に対して、社会復帰アドバイザーによる離脱支援講話を実施し、離脱・就労や預貯金口座の開設支援等について説明するなど離脱に向けた働きかけを行います。

【組織犯罪対策課】

〈受入れ企業拡大の推進〉

（公財）長崎県暴力追放運動推進センター及び協力雇用主を登録する長崎保護観察所等と連携の上、暴力団離脱者の受入れ企業の拡大や広域連携への加入促進を図ります。

【組織犯罪対策課】

【参考（長崎県警察提供データ 令和6（2024）年12月末現在）】

全国の暴力団構成員等の総数 約18,800人

県内の暴力団構成員等の総数 約100人

指定暴力団数（全国） 25団体

暴力団組織数（長崎県） 8組織

2 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等がおかれた状況やその心情を理解することが不可欠です。

(1) 現状と課題

【現状】

関係機関（市町、医療機関等）を対象とした会議・研修の開催により、犯罪被害者等支援に係る実務能力の向上を図るとともに、性暴力被害相談窓口「サポートながさき」の24時間対応化などにより、被害者支援体制に充実が図られています。また、広報啓発活動の継続により相談件数も増加しており、被害の潜在化防止及び県民の理解の増進が図られています。犯罪をした者に対しては、心情伝達制度を通じて、被害者感情を理解させるとともに、贖罪指導プログラムを通じて、事件後に被害者がおかれている社会的・精神的な状況等を理解させることで、再犯への抑止につなげています。

【課題】

引き続き、犯罪被害者支援に携わる者の実務能力の向上を図るとともに、被害者支援体制の充実を図る必要があります。

また、広報啓発活動の継続により、更なる被害の潜在化防止及び県民の理解の増進を図っていく必要があります。

導入されてもいない被害者等の心情等の聴取・伝達制度の効果的な運用のため、引き続き犯罪被害者支援団体等の協力を得つつ、受刑者の贖罪意識につなげていく必要があります。

(2) 関係機関・団体の取組

〈犯罪被害者支援〉

長崎保護観察所など更生保護官署では、以下の犯罪被害者支援に取り組んでおり、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに心情伝達制度を犯罪被害者等が利用したときは、所内でケースカンファレンスを実施しています。また、贖罪指導プログラムを通じて犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を行っています。令和5（2023）年度からは、保護観察対象者が遵守すべき遵守事項として被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動を保護観察官や保護司に報告する旨が明示されるなど、被害者の思いに応える更生保護の実現に向けた取組を行っています。

◎更生保護における4つの犯罪被害者支援

意見等聴取制 度	地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、被害者等から意見等を聴取することができる制度。
心情等伝達制 度	被害者等から心情や意見を聴取し、加害者へ伝達することができる制度。加害者が保護観察を受けている期間中に限って利用可能。
被害者等通知制 度	加害者の保護観察状況（保護観察の開始・終了、特別遵守事項の内容、毎月の面接回数等）を定期的に被害者等へ通知する制度。
相談・支援	被害者等からの相談に応じ、被害者支援に関する制度の説明や、関係機関・支援団体の紹介等を行う制度。

【長崎保護観察所】

〈刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の効果的な運用〉

被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯した受刑者に対しては「被害者の視点を取り入れた教育」を実施します。また、令和5（2023）年12月から開始された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を効果的に運用していくため、関係機関、団体との連携の上で担当職員を育成し、同制度の対象となった受刑者には、聴取した被害者の心情を踏まえて改善指導を効果的に実施し、贖罪意識を高めさせます。

【長崎刑務所】

〈犯罪被害者の心情理解に向けた取組〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、観護措置により収容された在所者に対して、犯罪被害者の手記等を含む図書を出しています。少年鑑別所は少年院のように教育を行う施設ではなく、心身の鑑別を行うことを主目的としていますが、図書の貸出のほか、面接や日記・作文等の課題をとおして、在所者が自らの非行を振り返り、被害者の心情等を推し量れるよう、きめ細やかな処遇を行っています。

また、地域援助では、非行等の問題行動を起こして来所した対象者に対して、面接を重ねたり、非行態様別のワークブックを行ったりして、被害者の心情等が理解されるよう働き掛けています。【長崎少年鑑別所】

（3）県の取組

〈犯罪被害者等の支援〉

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、県、市町や県

警、民間支援団体などの関係機関と連携し、会議・研修会の開催、支援に関する広報啓発活動を行っています。また、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応や、カウンセリング等の心理的支援、病院受診を助成する医療支援、弁護士相談等の法的支援を可能な限り一か所で行うワンストップ支援センター「サポートながさき」を設置しており、今後も関係機関と連携して犯罪被害者等支援の更なる充実を図ります。

【交通・地域安全課】

〈県民の理解の増進〉

犯罪被害者等は、犯罪行為による直接的な被害に加え、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等によって、精神的な苦痛を受けたり、私生活の平穏を侵害されたりする二次被害も受けます。このような犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解を深めることは、犯罪の未然防止にもつながることから、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動を展開していきます。

【交通・地域安全課】

〈犯罪をした者等の家族等に対する支援〉

犯罪をした者等に対して再び罪を犯さないよう効果的な支援を行うためには、本人だけでなく、犯罪により精神的・社会的に困難を強いられている家族等への支援も重要です。そのため、長崎県地域生活定着支援センターにおいては、関係機関と連携し、状況に応じて家族等が安心して生活できるよう支援を行います。

【福祉保健課】

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

Ⅰ 民間協力者の活動促進

再犯防止への取組は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員等の更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員や教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動により支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体により、犯罪をした者等が社会復帰するための支援活動も行われています。

民間協力者の果たす役割は重要であり、引き続き、国や市町、関係団体等と連携し、民間協力者の活動の促進のための取組を進めていく必要があります。

(1) 現状と課題

【現状】

本県の保護司については、令和7(2025)年1月1日現在で定数890人に対し現員数754名と充足率は84.7%(表31参照)となっています。また、同年4月1日現在の長崎県更生保護女性連盟の会員数は2,251人、長崎県BBS連盟会員は3つの地区会合計で40人、県内の更生保護施設は3施設、自立準備ホームは10法人・17か所となっています。

保護司により、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動が行われています。また、保護司が対象者と面接を行う場所の拡大が求められる中、県内各地の行政機関や更生保護施設の協力により、面接場所の拡大が図られています。

更生保護法人による連絡会や研修会、啓発活動事業等の更生保護事業が行われているとともに、少年警察ボランティアとの連携による少年非行防止が図られています。

また、更生保護女性会による関係団体への援助活動や関係機関と連携したBBS活動が行われているとともに、篤志面接委員や教誨師等の活動により、犯罪をした者の心情の安定や更生意欲の向上が図られています。

県内各地で展開されている社会を明るくする運動をとおして、犯罪や非行をした人たちの更生に関する県民への理解の促進が図られています。

【課題】

引き続き、更生保護活動を推進するための支援や、活動の広報による民間協力者の確保に対する支援、国、市町、関係団体等と連携した民間活動

の活動促進を図っていく必要があります。

(2) 関係機関・団体の取組

〈民間協力者の活動促進〉

長崎保護観察所では、県及び市町の協力を得て、保護観察対象者等との面接場所や保護司の活動拠点の確保を行うとともに、更生保護女性会、BBS 会など更生保護ボランティアの活動拠点となる更生保護サポートセンター（県内全保護区設置）における更生保護ボランティア活動の支援を行っています。また、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの確保に向けた取り組みを行うため県及び市町や警察署などへ協力を働きかけています。特に令和6（2024）年5月に県外で起きた事件を機に、保護司の安全対策に取り組む、複数担当制の積極的推進や、自宅以外の面接場所の確保に努めたところ、令和7年7月現在県内196か所の面接場所が確保されており民間協力者の活動が推進されています。

【長崎保護観察所】

〈民間協力者の活動に対する表彰の実施〉

刑務作業（職業訓練含む）や改善指導で招へいしている外部講師、教科指導や各種クラブ活動、面接相談に従事していただいている篤志面接委員、宗教行事や教誨活動を担う教誨師に対しては、その活動実績に応じて施設長表彰の対象とし、また、法務省内における各種表彰の候補として積極的に推薦します。また、篤志面接委員や教誨師の活動推進につながる研修会を定期的実施します。

【長崎刑務所】

〈民間協力者との連携〉

長崎少年鑑別所では、在所者の健全育成を図るため、民間協力者等と連携し、希望者に対して学校教科に関する学習指導、メディアリテラシーに関する教育、ビジネスマナー指導、平和学習等を実施しています。

【長崎少年鑑別所】

〈関係機関と連携した支援活動〉

長崎保護観察所や長崎家庭裁判所との連携により、依頼があれば少年の支援に取り組めます。児童自立支援施設において、依頼があれば、学習支援等入所児童の支援に取り組めます。

また、フリースクールとの連携により、大学BBS会員を中心に活動を広げていきます。

【長崎県 BBS 連盟】

(3) 県の取組

〈民間協力者の確保に対する支援〉

保護司の人材確保を支援するため、長崎保護観察所と連携し、退職者関係団体等を通じて保護司に関する周知などを行います。

また、民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組を

広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動を実施します。
【福祉保健課】

〈民間協力者の活動に対する支援〉

長崎県更生保護協会が実施する更生保護事業に要する経費を助成し、更生保護事業の推進を図ります。
【福祉保健課】

〈少年警察ボランティア活動の支援〉

少年補導員や、大学生で構成する学生サポーターなどの少年警察ボランティアに対して、協働での街頭活動、ボランティア活動に必要な情報の提供を行います。
【生活安全企画課】

2 広報・啓発活動の推進

昭和 26（1951）年から、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした“社会を明るくする運動”が実施されており、街頭広報活動など、県内各地で様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法において、7 月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なものではないことから、理解や関心が十分に深まっているとはいえないため、“社会を明るくする運動”や「再犯防止啓発月間」についての周知が必要です。

（1）現状と課題

【現状】

“社会を明るくする運動”として、県内各地で保護司会、更生保護女性会が中心となり、様々な活動が展開されています。また、刑務所における矯正展等を通して、刑務所の取組の広報につながっています。

【課題】

引き続き、各種広報・啓発活動を継続して、更生保護や人権に関する県民の理解と認識を深めていく必要があります。また、更生保護の分野に馴染みがない人にも共感していただける広報活動の在り方を考えていく必要があります。

（2）関係機関・団体の取組

〈広報・啓発活動の推進〉

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”では、強調月間を中心として、県、市町、関係機関、団体等と連携しながら、広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるために、広報、啓発活動を行います。また、各地域では中・高生を対象とした作文コンテストや弁論大会を開催し、犯罪、非行防止への理解に取り組むほか、保護司会や更生保護女性会が地域住民に対するミニ集会を行い更生保護に関する広報啓発を行っています。

【長崎保護観察所】

〈民間協力者の活動促進〉

長崎保護観察所では、更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会を実施しています。

【長崎保護観察所】

〈矯正施設の再犯防止施策に係る広報の積極的な実施〉

公的機関に限らず幅広く施設参観を受け入れ、可能な限り職員と参観者

の対話の機会を設けて、刑事施設の取組に対する理解を促進します。また、毎年実施する長崎矯正展や、県内各所で実施するミニ矯正展においても、刑務作業製品の販売や広報パネルの展示、説明により、地域住民に対する再犯防止施策についての広報や啓発を推進します。【長崎刑務所】

〈広報活動の推進〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、地域の方々の理解を広く得て、これを深めるため、積極的に施設参観の希望を受付けています。また、関係機関との連携を強化し、地域における非行及び犯罪の防止のための活動を推進していく目的から、地域援助推進協議会を毎年行っています。【長崎少年鑑別所】

（３）県取組

〈再犯防止に関する啓発活動の推進〉

毎年 7 月に実施されている“社会を明るくする運動”の強調月間及び「再犯防止啓発月間」の県民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ、更生保護関係機関や民間協力者等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。【福祉保健課】

〈民間協力者に対する表彰〉

更生指導、犯罪や非行のない明るい社会づくりと福祉の増進に功労のあった保護司及び更生保護女性会員に対して、感謝状の贈呈を行います。【福祉保健課】

〈人権教育・啓発の取組〉

すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、性の多様性やインターネットによる人権侵害等様々な人権・同和問題に対し、県民一人ひとりが理解と認識を深めることができるよう、あらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を推進します。【人権・同和対策課】

Ⅳ 計画の推進体制

計画に掲げた施策は、国・市町・関係団体等との連携・協力により取り組み、再犯防止施策の推進を図ります。また、「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」において、情報交換や課題の共有、計画の進捗管理などを行います。